# 第三章 江戸時代の当地域

# 第一節 江戸時代の村支配

の楼閣・礎石などを移築し、本多忠勝を奉行に任じ、東海・北陸の諸大名に城普請を命じた。そして、翌年の慶長六(一 権斎藤利永の築城した故地や今後整備される中山道の要地にあたっていたことによる。急を要する築城のため、岐阜城 築城して美濃の拠点とした。それは、西日本勢の巻き返しに備えるためであり、 徳川家康の美濃支配 天下分け目の関ヶ原合戦で勝利をとげた徳川家康は、関ヶ原より凱旋の途上、いち早く加納に 加納が中世に美濃国守護土岐持益の執

らに五万石余の直轄領を設けるにいたった。この直轄領を支配したのは、家康に卓抜した理財と鉱山開発の能力により ら豊臣氏の領地をすべて没収するとともに、 た。豊臣氏の直轄領は、秀吉死没の慶長三(一五九八)年には三万八〇〇〇石余もあった。関ケ原合戦後、家康はこれ 方、関ヶ原合戦以前、美濃国は豊臣系の諸大名によって領有されており、徳川氏の支配はまったくおよんでいなかっ 豊臣系大名一一家を取り潰し、その後へ譜代大名と多くの旗本をおき、さ

六○一)年、女婿の奥平信昌を加納城主にすえて、一○万石を与えた。

第一節

江戸時代の村支配

ていたので、 重用された大久保長安であった。 しかし、 美濃国の実務はその手代である鈴木左馬助・松村吉左衛門・北村忠左衛門などが行っていた。 長安は美濃以外にも甲斐・信濃・越後・大和・石見国など一二〇万石の直轄地支配の代官頭として活躍 長安が美濃国奉行として岐阜靱屋町に陣屋を置いたのは、 慶長六(一六〇一) 年であ

ていき、合計一二万七〇四三石余となった。 その後、慶長一三(一六〇八)年新たに御三家の筆頭である尾張藩を設け、 順次に美濃の幕府直轄領を同藩に編入し

ど含まれていて、幕府の尾張藩重視の姿勢がうかがわれるものである。 それらの地域は政治・経済・軍事上の要地であり、家康が美濃国を重要視して意図的に幕府直轄領とした諸村が ほとん

その死後、配下の代官・石原清左衛門一重に代わっているが、幕府直轄領であることは変わりない。( を支配したが、正木村もそれに含まれていた。高継の支配は元和二(一六一六)年も同様であり、大久保長安の支配が 斎藤道三・義竜時代、勇将として知られた日根野弘就の孫にあたる。慶長七(一六〇二)年、美濃国内で七〇〇〇石 大久保長安・七五石五三三と記載されており、この二人が当時正木村の領主であった。 その後、正保二(一六四五)年の『美濃国郷帳』(『岐阜県史』)では、日根野氏の支配が加納藩へ移り、幕府直轄地の分 正木村の支配状況 慶長一八(一六一三)年の『美濃一国郷牒』(『岐阜県史』・)には、 日根野左京は名を高継とい 日根野左京·六五九石〇四三、

されて笠松代官所の支配下に置かれ、 藩領であることは変わりなかったが、宝暦六(一七五六)年、永井尚陳が加納藩主になってからは、 が尾張藩領になっている。 以後、正木村の支配状況は、 明治四(一八七一)年の廃藩置県まで続いている。 加納藩が戸田氏三代・安藤氏三代と領主の交替はあっても しかし、 尾張藩領の分は最後 幕府直轄領 に移行 加納

まで変わりはなかった。

内で一万石を与えられ、その一部が鷺山村である。しかし、大坂冬・夏の陣の功績により、 鷺山村もその内にあった。 後者は二三二石三九四である(鷹|国郷牒』)。元和二(一六一六)年も両者の支配は続いている(『美濃国村高)。石川光忠は 転封されているので、その後の支配者は不明であるが、正保二(一六四五)年の『美濃国郷帳』 初代尾張藩主・徳川義直 (厥陳の第九子) に附属し、老職 (家帮) に任ぜられて駒塚 (市島) に在所を置き一万石を支配しており、 鷺山村の支配状況 江戸時代の初期、鷺山村の領主は石川光忠と堀直寄であった。支配高は、前者が三八〇石九八三、 掘直寄は豊臣秀吉に直仕していたが、関ケ原合戦では東軍側について、 同年、越後長岡城主(トロ)へ には、「高弐百三拾弐石 戦後、美濃国多芸郡

明治維新まで変わらずに続いた。 移り、同九(一七五九)年からは大垣藩預所に組み込まれた(蝮阜県歴史資料館蔵)。そして、 その不行跡により一万五〇〇〇石を滅封された時、鷺山村の加納藩領は本巣郡本田陣屋代官・川崎平右衛門の支配下に 鷺山村は尾張藩(石河氏)・加納藩領として続いていく。 しかし、 加納藩主安藤信尹が宝暦五 尾張藩・大垣藩預所の支配 (一七五五) 年、

三斗九升

松平丹波守殿知行」とあるので、いつの日にか加納藩領になったものと思われる。

暦五年、 には松平丹波守(素)知行として「高五百拾八石六斗三升・下土井村」とあり、 斗七升四合・方県郡土井村」と記載され、分村はみられない。しかし、これから約五○年後の正保二年『美濃国郷帳 いない。 には松平摂津守(跛)支配領中に「高千弐百三拾八石三斗七升弐合・土居村」とあり、まだ上・下の二か村には分離して 下土居村の支配状況 加納藩主安藤信尹が前述した理由で減封された時、大垣藩預所になり、同一三(一七六三)年から幕府直轄 元和二年の『美濃国村高領知改帳』にも加納藩主•松平御仙松 (飛驒†) 領一〇万二〇石の内に 同村は江戸時代の初期から約一五〇年間、 加納藩領であった。 この五〇年間のうちに分村している。 慶長一八年の 「千弐百卅八石三 『美濃 国郷牒

領へ組み込まれて、 笠松代官・千種清右衛門の支配になった。 以後同村の支配は笠松代官所になり幕領として明治維新

# 第二節 支配者の系譜

まで続いていく。

### 一、慶長・元和期の領主

き、大久保姓を与えた。字を十兵衛と称し、慶長年中には従五位下に叙せられて石見守となり、武蔵八王子(児東)で三万 がけた地域は佐渡・伊豆・石見・南部等であった。この功績により、家康は長安を重臣の一人、大久保忠隣の配下に置 や、諸国からすぐれた山師を集めて金・銀山の開発に当たり、短期間に多量の金銀を産出するに至った。とくに彼が手 亡後、駿河国 (ஜ艸) へ赴き、徳川家康に従い、大蔵太夫と称して猿楽を業とした。その後、家康から金鑿司に任ぜられる (製具) の出身で、猿楽師金春七郎喜然の子と云われる。最初、武田氏に仕えて士籍に入り、土谷姓を唱えた。 大久保長安 正木村の一部が幕府直轄領であり、美濃国奉行・大久保石見守長安の支配下にあった。長安は甲斐国 武田氏の滅

奉行として活躍したことは前述のとおりである。このほか、慶長九(一六〇四)年、 里塚を築いた時の総轄を務めたり、同一三(一六○八)年には、江戸城において浄土・法華両宗の宗論があったとき 関ヶ原役後、 徳川蔵入地(幕所の)が関東以外にも拡大するとともに、長安はこれら蔵入地の代官頭に任ぜられ、 幕府が東海・東山・北陸の三道に 美濃国

石を賜った。

の奉行を行うなど、多方面に才能を発揮した。慶長一八(一六一三)年四月、 (転覆の陰謀など)が発覚し、領地・財産は没収、七人の子は切腹させられた。(金銀隠匿・幕府)が発覚し、領地・財産は没収、七人の子は切腹させられた。 六九歳で病歿したが、 その死後、 生前の

く変わった。 石原清左衛門一重 代官頭一代官衆・手代わり衆の支配形態は、 大久保長安の死後、 美濃国内の尾張藩領設置により、 幕領勘定所の指揮下に入り、 美濃における幕府蔵入地の支配体制は大き 美濃国郡代•岡田将監父子

を中心とする郡代―代官衆の支配形態に転換していく。

多芸郡下笠(元和元年・一六一五)と陣屋を移している。 の旧臣であり、 この時期、 長安配下の代官であった岡田将監善同が、 正木村の幕府蔵入地分は、 長安の有力な手代わりの一人であった。 将監配下の代官・石原清左衛門一重の支配下に置かれた。 長安の死後岐阜に陣屋を構えたことはその後継者的存在を示すものである。 その支配高は約八二〇〇石余あり、 可児郡兼山・武儀郡上有知 彼は長安と同じ武田氏

てい 諏訪郡で二万八〇〇〇石を与えられて高島城主であった。 臣であったが、 ○○○石あり、 寛永三 (一六二六) 年死去、 その滅亡後、信長・秀吉に仕えた。 方県郡内の正木村六五九石余もそれに含まれていた。 そのあとを左京高次が継いだが、寛永八(一六三一)年死去し、 高継の父・高弘 高継は高吉の二男で徳川氏に仕えて大坂冬・夏の陣に出陣し (高)は天正一八(一五九〇)年、秀吉から信濃国 高継の祖父・弘就は先に述べたように斎藤氏の重 嗣子が無いため 野現長

日根野左京高継

この時期、

日根野高継の所領は、

美濃国内安八・石津・多芸・方県・大野・山県・

厚見の七郡で七

「根野氏が正木村に関係のあったことを、 『新撰美濃志』には「日根野氏宅跡、 日根野左京亮(就)、 その子織部正 ユ(高)、

ともにここに住みしよしいひ伝へたり」と、記している

節

江戸時代の村支配

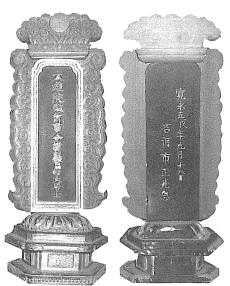
に同家は断絶した。

か

った。

石川 光忠 慶長 元和 期 鷺山村の領主は石川光忠・堀直寄の二人で、その支配高は石川光忠の方が約一 五〇石程:

それを没収された。しかし、その子の太郎八光忠は徳川家 役にも従軍し、従五位下紀伊守に任ぜられている。 で一万石を与えられ、 康に仕えて、慶長一五(一六一〇)年、美濃国と摂津国 年の関ケ原合戦には西軍の勢力圏内に所領があったため、 えられ、竜野城主となった。その後、 して仕え、天正五(一五七七)年播磨国(驫県)で一万石を与 の山奉行をしていた。光重の子・光元は秀吉に馬廻組頭と えていた。 の光政は鏡島城主 天正年間 光重は天正一七(一五八九)年ごろ丹波国 (一五七三~九一)、石川光忠の祖父・光重の兄 (<sup>鼻岐</sup>) であり、 山県郡上野郷に居住した。その後 祖父光重と共に秀吉に仕 小田原攻め、 慶長五 文禄の [(現京) (現界)



石川光忠の位牌(表) (裏) (法光寺所蔵)(加納宏幸氏提供)

は 守に任ぜられる。 堀 加直寄 会津の上杉景勝がその旧領である越後国魚沼郡の住民を扇動して起こした乱を平定した。その後異母弟直次との争 直寄は天正五年に尾張国で生まれ、 慶長三 五九八) 年、 越後国 幼年より豊臣秀吉に仕えた。成人後、 (潟県) 内で一 万石 ( 宮めて計五万石) を与えられ、 秀吉の推挙によって従五位下丹後 慶長五年 0 関 原合戦

同

七年に尾張藩の附属になったことは前述のとおりである。

井伊直孝、 論により、同一 て越後長岡城へ移封してい 再び家康から翌年に美濃国内で一万石を加増された。大坂冬・夏の陣にも戦功があり、 而して直寄は両備の間にありて横槍を入るべし」(゚ロホトスストサ)とまで云われた。 五年一万石を減ぜられて信濃国 家康は死に臨み直寄を病床に呼んで、「この後天下に叛を企つる者あらば、 (顎型)飯山に移されたが、同年一○月の駿府城火災に活躍した功績によっ この年に三万石を加増され 家康の信任も非常に厚く、 番合戦は藤堂高虎、 二番は

主君から直寄の部下の使い方の秘訣を聞かれた時、「直寄様はご自分で考えておられることはあとで口に出すようにさ も直寄の下で奉公した経験があると聞けば、みな信用して召し抱えた。ある時、直寄の旧部下で新しく仕官した武士が 〈武藤誠氏著゜) と答えた。「下の声は神の声」という諺があるが、まさにその事を地でいったものであろう。 まず部下に積極的に意見を出させて、それをなるべくたててやろうとする所が、他の方と違っていると思います。 直寄は人材育成にすぐれた技量を持っており、 一度直寄の下に仕えた者であとで名をなした者が多く、 諸大名

えて勝軍せしは、古今稀なる大功なり。」(実紀』)と賞せられ、「信」の一字を与えられて、貞昌から信昌と改めた。 は翌年七月、 退した。 城を攻囲したが、信昌はわずか五○○の兵力で死守して屈せず、家康・信長の援軍を待ち、 五七五) (開愛知・)で三千貫を与えられた。 加納藩奥平氏 下土居村 (晦は土居村) はこの時期、加納藩領であった。初代の加納藩主・奥平信昌は (ほじめは貞) 天正三(一 同年八月、信昌は岐阜において信長から「数万の大軍に囲まれながら、ついに一度の不覚もなく、 信長の仲介で家康の長女亀姫を妻に迎えた(康に帰属したとき、磔刑に処せられた。)。信長の仲介で家康の長女亀姫を妻に迎えた(最初の妻は武田方の人質となり、貞昌が家)。 家康から三河長篠城を与えられた。ときに二二歳であった。その直後武田勝頼が二万の大軍を率いて長篠 同一二(一五八四)年三月の小牧・長久手の戦いでは、 秀吉方の森長可と戦って大勝 また、 ついに協力して武田軍を撃 戦功として三河・遠江 後詰を待ち 信昌

上州 代に任ぜられ、 るため、 同一六年、 (馬県)小幡で三万石を与えられて宮崎城に住んだ。慶長五(一六○○)年の関ケ原役にも戦功があり、 加納城を築き、女婿の奥平信昌をすえたことは、前節で述べたとおりである。 豊臣方の支持者が多い京都を無難に支配した。家康が関ケ原役凱旋の帰途、 従五位下美作守に任ぜられた。 同一八年、小田原の役にも従軍し、同年八月、 西日本勢の巻き返しに備え 家康の関東入部にあたり、 初の京都所司

慶長一八年の『美濃一国郷牒』にみえる松平摂津守は忠政のことである。 に譲ったが、忠政が病弱のためその政治を補佐した。この年忠政は家康より松平の姓を与えられ、以後松平忠政と云う。 信昌の剛勇にして機略に富んでいることは、長篠籠城をはじめ幾多の合戦や京都所司代の行政手腕で世に認められて 読書に親しみ、易学にも精通していたと云われている。信昌は慶長七(一六〇二)年隠居し、家督を三男忠政

治政はすべて祖母亀姫が助けた。元和七(一六二一)年、一 を助けて治山治水に務めた。 んで忠隆と改め、 の信昌も翌元和元年、 奥平氏の三代は、忠隆である。幼名を千松といい、慶長一九年七歳で父忠政の遺領を継いだ。 加納一〇万石の領地は北部 年、二五歳で死去した。 病弱の忠政は父母よりも早く、慶長一九(一六一四)年、大坂の陣に従軍する間際に急病で死去した。三五歳。 飛驒守に任ぜられた。寛永元(一六二四)年、京都二条城の造営助役をつとめている。 六一歳で波瀾の生涯をとじた。 その他、 加納・光国寺に葬られた。 (山県・本巣・大野郡) が山地、 加納城下の整備を行い、 墓所は信昌の開基である加納・増瑞寺(盛徳寺と改称)にある。 忠隆に後嗣が無かったため、 四歳のとき、二代将軍秀忠の前で元服し、 加納天満宮の創建をはじめ社寺の改築復興に努力してい 南部(厚見・各務・方県郡)が低地であり、 所領は没収され、 しかし、幼年のため、 将軍の名にちな 同九 信昌は忠政

平家は断絶した。

ここに加納藩奥

以後、 加 納藩は、 亀姫 で娘の子・大久保忠職に引き継がれ て い くが 詳細は次項で述べる。

つぎに、 参考として、 加納藩奥平氏の家臣団構成と岐阜市域 0 加納領村名を紹介する。

### [領地] 厚見郡 〇万二〇石 (元和郷帳

村 日野村 手村 江村 江崎村 鏡島村の内 前 今韻村 鶉村 上加納村 色村 北一色村 下奈良村 茜部村 北島村 旦島村 岩地村 下加納村 次木村 岩戸村 西庄村 東島村 中島村 水海道村 領下村 本庄村 高河原村 川手村 菅生村 江口村 切通村 野一色 六条村 下川 日置

加納藩(奥平氏)家臣団構成(慶長17年)

高田村

蔵前村

細畑村

方県郡

寺田村

日市場村

曽我屋村

尻毛村 下鵜飼村

木田村

則武村

下西郷村

上

西

野村 丸村 川部村

改田村 川辺村

土居村

古市場村

御望村

北島村

小野村 郷 黒  $\nabla$ 

岩

厚見郡三村、

山県郡三村、

各務郡

村

羽栗郡四村、

莚

田

郡七村、本巣郡二二村、大野郡一三村がある。「近世」

他

E

|             | いればりは(             | 女 1 以 / 水口 | 上四件从(疫 | 及17十7           |
|-------------|--------------------|------------|--------|-----------------|
| 今川          | 各人石高               | 人 数        | 各人石高   | 人 数             |
| 村           | 2,500 <sup>石</sup> | 2 人        | 200 石  | 67 <sup>人</sup> |
|             | 1,300              | 2          | 180    | 3               |
| 太           | 1,100              | 1          | 170    | 1               |
| 太郎<br>丸村    | 1,000              | 1          | 150    | 68              |
| 村           | 700                | 1          | 130    | 15              |
| 岩           | 600                | 1          | 125    | 8               |
| 岩<br>井<br>村 | 550                | 3          | 110    | 1               |
|             | 500                | 3          | 100    | 28              |
| 福富村         | 450                | 2          | 80     | 5               |
| 旨村          | 400                | 5          | 75     | 1               |
|             | 350                | 4          | 70     | 1               |
| 石<br>原<br>村 | 325                | 1          | 50     | 9               |
| 村           | 300                | 15         | 40     | 2               |
|             | 250                | 16         | 延べ合計   | 人数合計            |
|             | 230                | 1          | 石      |                 |
|             | 225                | 2          | 59,495 | 271             |
|             | 210                | 1          |        |                 |
|             |                    |            |        |                 |

本表は「御家中御知行渡方帳」(県史近世2)より作 成したものを『岐阜市史』通史編近世より転載。

崎村 雛倉村 洞村 村 山村 田 彦坂村 洞村 則松村 粟野村 椿洞村 秋沢村 打越村 岩利村 石谷村 芦敷村 城田寺村 佐野村

五三

同年四月、元和元(一六一五)八月、同五(一六一九)年九月と三回の加増があって、合計一二万七〇四三石九斗一升 六〇八)年八月である。その尾張藩が美濃に所領をもつにいたったのは、同一七(一六一二)年正月からで、つづいて 尾張藩 (国外藩) 主初代徳川義直 徳川家康が九男義直をもって尾張藩を創設したのは、前述したように慶長一三(一

の -加増によってである。正木村の幕府直轄領分七五石五三三がそれにあたる。 現岐阜市域における岐阜町をはじめ一九か村・高七五五三石九斗九合が尾張藩領になったのは、元和五年九月の最後

となっている。

正保三(一六四六)年八月、金華山の城跡にのぼって往時をしのんだり、鵜飼見物をしている。 六二六)年八月、従二位権大納言に任ぜられ、慶安三(一六五〇)年五月死去、五一歳。その前に、 併せて六一万九五○○石余、その後、元和元(一六一五)年に新しく築城完成された名古屋城を居城とした。 初代の尾張藩主義直は慶長一二(一六〇七)閏四月、甲斐二四万石から尾張清州城に移り、尾張・美濃・信濃の地を 「岐阜御成」として

### 二、それ以後の領主

から大垣藩預所の支配下に置かれた。 木・鷺山 つづいて翌宝暦六年に磐城国(驫) 平藩へ転封になり、その後へ永井尚陳が移封になった際、藩領が大巾に減少して、正 藩の支配下にあった。 正保二(一六四五)年の「美濃国郷帳」では、正木村は加納藩と尾張藩、下土居村は加納藩、 下土居の加 この支配形態は約一〇〇余年間続いたが、宝暦五(一七五六)年、 納 藩領 は幕府領になった。その中で鷺山村の加納藩領分二五二石六九八が宝暦九(一七五九)年 加納藩主安藤信尹が減封され 鷺山村は尾張藩と加納

つぎに、 加納藩・尾張藩・ 幕領・大垣藩預所の順にその系譜をたどってみよう。

(イ) **加納藩**(大久保氏一代・戸田氏三代・安藤氏三代)

よって加納城主にした。忠職は祖父・大久保忠隣 (中田原城主。家康の子・秀忠付の老中となる。慶長一九年本多正信に計られて改易。) のである。 た。寛永二(一六二五)に赦免され、翌三年加賀守となり、同九(一六三二)年三万石を加増されて加納藩主になっ より、 大久保加賀守忠職 忠職もこの罪に連座したが、大久保氏累代の功もあって、また幼少のため封地(西麓二万石)での蟄居にとどめられ 加納入部は三〇歳であった。 奥平氏は三代で断絶したが、幕府は亀姫の一人姫・千姫の子である大久保忠職 しかし、 僅か七年在城の後、 播磨国 (頭具)明石城主戸田光重と交替した。 を 亀姫の希望 の改易に

時の過労か、 八(一六六八)年、江戸火災で江戸城大奥まで延焼するという大火があったとき、 坂城番となり、 城西丸留守居を命ぜられ、承応二(一六四九) , 田丹波守光重 同年七月晦日四七歳で死去した。席田郡桑山の智勝院 (賈秀) に葬る。 大坂城の修理も担当している。光重は文武両道を奨励し、長沼澹斎・牧七郎左衛門らを挙用した。 寛永一六 (一六三九) 年、 年には江戸増上寺修理奉行助役をつとめ、明暦二(一六五六)年には大 明石城主から加納城主七万石に転じてきた。慶安元(一六四八)年江戸 病気をおして消火につとめた。 その

藩主遠藤常久が除封されたときに、光永は郡上の城番を命ぜられた。光永も父光重と同様に文武を奨励し、儒者の梁田 孫七郎光賢に各五〇〇〇石ずつを分けて、文殊と北方の旗本とし、光永自身は六万石を領知した。寛文九(一六六九) 八(一六六八)年、 戸田丹波守光永 江戸城消防役、元和二(一六八二)年、朝鮮使節の墨俣・起 父の遺領を相続して丹波守に任ぜられた。このとき、光永の次弟・孫十郎光澄 (タヒロト) とその次の弟・ 光永は光重の嫡男で、幼名を幸松・孫四郎といった。明暦二(一六五六)年、長門守となり、 (毘西市) 両宿の饗 応役、元禄五(一六九二)年、郡上 寛文

江戸時代の村支配

蛻巌らを用いている。 宝永二(一七〇五)年二月二九日、加納城内で死去した。六三歳。父同様に智勝院に葬る。

翌年、「城の石垣がくずれ、家人の家屋のこらず水にひたり」と、『徳川実紀』に特筆されるほどの水害をうけた。享保 元(一七一一)年、加納城から山城国淀城に移され、山城・摂津・河内・近江の四か国内で七万石を領知した。 二(一七一七)年九月四日四四歳で死去した。祖父・父の眠る智勝院に葬られた。 七〇五)年、父の遺領をついで丹波守に任ぜられた。同五(一七〇八)年禁裡造営課役を命ぜられ、その功績によって た。元禄八(一六九六)年、二二歳のとき、将軍綱吉の命令により、阿部正武(滅夷)の邸で論語を講義した。宝永二(一 「堂上家客合書」の拾遺集を賜った。光熈が学問に造詣があり、和歌をたしなむことが聞こえていたのであろう。 戸田丹波守光凞 光永の嫡男、加納に生まれる。幼名を千虎・孫四郎といい、のちに光豊・光通・さらに光熈と改め 移封

二五日死去した。六二歳。 保改革の時代であり、それなりの活躍はあったに違いないが、ほとんど目立っていない。享保一七(一七三二)年七月 六万五千石の領主となった。享保二(一七一七)年、寺社奉行、翌三年、大坂城代、同七年、将軍吉宗より老中に抜擢 加納城主へ転封してきた。 安藤対馬守信友 同九年には吉宗の嗣子長福君 戸田丹波守光熈が山城国淀城へ移封後、代わって正徳元(一七一一)年、備中松山城主安藤信友が 信友の母は元加納藩主戸田光重の娘である。美濃国内で六万石、近江国蒲生郡内で五千石計 (のちの家重)の補導役に任ぜられている。 信友の老中在職一〇年間は、 吉宗の享

保一二 (一七二七) 年に四 来奢侈を好み、家臣の取り締まりも不十分であったので、 安藤対馬守信尹ののよれた 信友は一 族の安藤重常の二男信周を養子に迎え、自分の娘に配した。その信周は信友に先だって享 歳で没したので、 その子信尹が同一七年九月一四歳で祖父信友の遺領を継 藩の綱紀は非常に乱れていた。そのため、 領内で農民の強訴

晦日五四歳で死去した。 居処分にし、 が続出した。 この実状をみた幕府は、 高一万五千石を没収し、 しかも、 加納藩は減知処分の上、家老をはじめ多くの家臣に死罪・遠島を含めて処罰者がでて 信尹を「不行跡、其上家中仕置など宜しからず」としながらも、 五万石を妾腹の嫡子勝蔵 (信成) につがせた。 信尹は明和七(一七七〇)一二月 特旨をもって隠

奥国磐城平藩 隠居した後を、 安藤対馬守信成 (ルカヤルトルト) 五万石に移封され、代わって武蔵国岩槻城主永井伊賀守直陳が加納藩主となり、三万二千石を領(現福島県) 五万石に移封され、代わって武蔵国岩槻城主永井伊賀守直陳が加納藩主となり、三万二千石を領 その家の由緒により、 勝蔵は幼名で、のちに信明・信成・信成と改名している。父信尹が宝暦五(一七五五)年二月四日、 減封して五万石を与えられたことは前述の通りであるが、 翌六年五月二一日、

(**口**) 尾張藩 (石河氏支配分も含む) 知した。

Ų,

る

歴代の尾張藩主 初代尾張藩主・義直のことは、 前項で述べたので、二代以後の藩主については、 一覧するとつぎの

とおりである。

三代 光友 綱誠ななり 慶安三年六月~元禄六年四月隠居、 元禄六年四月~同一二年六月没、 四八歳 同一三年一〇月没、 七六歳

四代 五郎太 吉通 元禄一二年七月~正徳三年七月没、 正徳三年八月~同年一〇月没、三歳 一五歳

継友 正徳三年一一月~享保一五年一一月没、 三九歳

宗春 享保一五年一一月~元文四年正月隠居、 明和元年一〇月没、 六九歳

第一 箭 江戸時代の村支配

八代 宗なななななない 宗勝 元久四 [年正月 7~宝暦 \_\_\_\_ 年六月没、 五七歳

宝暦

年八月~寛政一

一年一二月没、

六七歳

〇代 斎朝 寛政 二年正月~文政一 〇年八月隠居、 嘉永三年三月没、 五八歳

斉になる 文政 ○年八月~天保一○年二月没、 歳

斉ななな 天保 〇年三月~弘化二年七月没、 三六歳

三代 慶ぱる 弘化二年八月~嘉永二年四月没、 四歳

四代 慶勝 嘉永二年六月~ 安政五年七月隠居、 明治八年 一二月再家督、 同一 六年没、 五. 九

義は茂なななない 住が 文久三年九月~ 明治二 一年六月版籍奉還明治八年一一月没、 一八歳

安政五年七月~文久三年九月隠居、

慶応二

年一二月一

橋家相続、

明治一

七年三月没、

Ŧ. 四 歳

五代

一〇万石。三卿の一つ。 )一二代斉荘は一一代将軍家斉の一一男、邸宅を賜って創立。禄高は)一二代斉荘は一一代将軍家斉の一一男、 である。 二年版籍奉還まで続く。領知高は三万石、内美濃国内で一万五千石。 )行が、小笠原貞信のあとを受けて藩主になってからである。以後、明治) この中 他家より入った藩主が五名ある。 八代宗勝は尾張藩支藩・高須藩主 から、 ○代斉朝は一橋治斉の嫡孫 四代慶勝は高須藩主義建の二男、 (たのは、元禄一三年。尾張藩二代藩主光友の次男義(高須藩創立は慶長五年徳永寿昌。尾張藩支藩となっ (代将軍吉宗の四男宗尹が、) (一橋家は徳川宗家の分家、 五代茂徳 心は慶 、江戸一橋内に、元文五年、八 (勝の弟

Þ 尾張 つぎの藩主が岐阜へ来ている。 藩主の岐阜御成 尾張藩主が |岐阜御成] と称して、 岐阜へ来遊したことは初代義直 の所で述べたが、 それ以後

光友(万治三年)・綱誠 (安永六年・寛政三年)・斉荘 (天保一四年)の八名で、 (延宝三年)・ 吉通 (宝永六年)・ 継友 二代から九代まで、夭折した五代を除いては続き、 (享保二年)・宗春 (享保一 八年)・ 宗勝 (延享 一四年)

抗して積極政策をおしすすめ、 一二代までしばらく途切れて、 最後は吉宗から譴責処分を受けた八代宗春の 一三代以降の藩主は 「岐阜御成」を行ってい ない。 「岐阜御成」 その中 で、 を、 将軍吉宗の享保改革に 岐阜本町で町年寄を勤

って下へいつで見りる。な事(見まご成)にて即なっていた安川助右衛門が記した「見聞記」でみてみよう。

○女郎八人もとめ夜明ヶ迄、本陣(賀島庄蔵)≒て御さわ

丁ちん。て色々の作り物拵らえ、花火多ク御座候、徳田〇暮六ツ半比(午後七時)、鵜飼見物に御出遊ばされ、舟。

- 、(現笠松町)より花火師参り候間、珍敷花火共にこれあ

○夜四ッ比(午後十時)、因幡小茶屋へ御供只二人ばかり御

し候ふさのと云女郎、御気『入申し候、つれ、夜明迄御あそひ遊ばされ候、革や町作兵衛『居申

〇九ツ比(正午)より岐阜町見分ニ御出遊ばされ候、「他はなりでは3世」を参ってまり

其節

- て、殿様おどり遊ばされ候由、おどり御名人 - て御座)長良喜左衛門方へしのひ - 御出遊ばされ、清兵衛三味線町々 - ておどり御座候、残らず御見物遊ばされ候、

0

この見聞記は宗春の遊興の様子を具体的に記していて、 羽目をはずした酔狂ぶりがうかがえる。

候よし、

(『岐阜市史』 通史編近世

赴かず、名古屋の国奉行所で服務したので、地方民情には疎くなりがちであった。九代宗睦のとき、この弊害を除くために郡奉行の職制をやめ代官の職務に併含した。、李行があった。蔵入地を支配する代官に対し、もっぱら給知(藩士への給与地)を管掌し尾張・美濃この二分課に分かれていた。定員は大体四名であった。それらは任地に、 岐阜町以外の蔵入地 尾張藩の地方支配 (直轄地) つぎに、 尾張藩の地方支配をみていくと、岐阜町の支配は岐阜奉行(であったが、のち二名四百石となった年間、一番の地方を配する。 一二か村(トロの中に正木)は岐阜代官、 石河氏の給知六か村(けも含まれる)は郡奉行(国奉行の下に

の濃州郡奉行が支配した。 のち、 天明三年 (一八七三) の藩制改革により、 岐阜奉行の支配下におかれたが、 享和三年

(一八○三)から尾張北方代官 (所在地、現一宮市内) の支配となった。

石河氏支配 さきに八代藩主宗春の 「岐阜御成」 の様子をみたが、 石河氏も給知の視察のため、 文政 一年 二八二

第二節 支配者の系譜

犬塚の郷佐太夫宅へ「御成」

の記録があるので、

つぎに紹介する。

翌十日、御望金比羅様御祭礼『付、花火相催し候故御上 又々暮六ッ時(午後六時)、、亭助壱人御伺ひ、罷出、 樣御成、上下五拾人、御馬三疋、御道具二本、御鷹一本。 御用って御屋敷様え罷出不在、大殿様・若殿様、 後四時)、御伺ひ『亭助・武左衛門・両助罷出、杢助義 支度。て、犬塚え八ッ時(午後二時)に御着、 文政十一年三月九日、 (中略 駒塚御殿より御出立、 七ッ時 鷺山村御昼 御両殿

十日九ッ時(午前一二時)揃人足拾人、村役人ハ亭助 追々上ル、箇数四拾本余寄ル、 雨天『相成、残念『被思召候、夫より拝殿』て暫らく御 夫より御取直有之、御機嫌相見、御酒被召上候、花火も 上二て御座敷出来候て御幕打、 両助・卯藤太、外『周助・武左衛門、帯刀はんてん』て 金比羅堂まで御供、 (中略) 御前•御両若様共、金比羅堂 色々御馳走有之、 七ッ時 (午後四時)より 郷左大

、石河太八郎様犬塚郷佐太夫方へ御入『付、折立・三ッ 川手よりの案内治兵衛・茂左衛門・長之助長良渡しへ、 又・萱場・鷺山村役人并人足四拾人川手迄御迎ュ出ル、

長良村役人・犬塚よりも出迎、鷺山法光寺御昼

夫ョリ

また、折立は村庄屋・佐藤治兵衛の「庄屋一代明細記」にも、

被召、 十人、萱場より十人、都合五拾人、其外村役人大勢罷出 御固人足へ**鷺山村より十人、**折立より十人、三ッ又より 酒被召上、暮六ッ時(午後六時)ニ山ノ下より御駕籠 (夜五ツ時、午後八時)ニいつれも引取、 左大夫方へ御引取、弥々御機嫌うるハしく、御望

(十一日、十二日雨天の為逗留、 記事省略。

十三日曇り

御帰陣被遊、船迄御見送り相済、引取申候 殿様へ御目見へ相済、三ッ又茂左衛門方より御舟『被召、 犬塚へ罷出候得共、 朝五ッ時(午前八時)御立之筈、早朝より人足廿人召連、 御馬ニて御立、(中略)御馬より御順番掛りニて、御両 朝より御酒宴、 九ッ時(午前一二時

文政十一子年 (三月)

(本巣町青木)

同年の石河氏御成をつぎのように記している。

日花火御上、晩之所七ツ時より雨天、昼斗、翌十三日御 方様之御菓子五包宛、其外御役人中下々迄五十人えホロ 治兵衛方へ御立寄、御菓子・御茶、 マンチウ弐ツ・白センヘイ五、夫より犬塚ェ御入、翌十 御前并孟次郎様御二

立、三ツ又より船五艘并御弁当岐阜秋田屋渡シ、治兵衛・

茂左衛門・長四郎・長之助・佐兵衛・甚兵衛・重左衛門

其夜舟ニ泊り、 鏡島迄見送り、夫ヨリ天王迄佐兵衛・才三郎・勝次三人、 翌十四日帰り、

村から村役人・人足がでたこと、翌一○日、御望・金比羅堂での花火見物の警備に鷺山村より一○名の人足を出したこ る。 両 それは、三月九日の昼食を鷺山村法光寺でとったこと、殿様の出迎えに川手まで他村の村役人・人足とともに鷺山 .者の記述は、多少内容に精粗の差はあるが、石河氏の給知村であった鷺山村についてはほとんど同じ事を記してい

となどである。 当時の「殿様御成」の様子がうかがわれて興味深い。 なお、 この時の殿様・若殿様は石河光豊・光美父子と思われる。

ちなみに、 石河歴代領主名はつぎのとおりである。

寛永五年(一六二八)没

正光 寛文一一年(一六七一)没 宝永三年(一七〇六)没

享保一八年(一七三三)没

安永二年 (一七七三)

光寿 文化六年 (一八〇九) 没 没

光豊 慶応三年 天保三年 二八三二 没

明治維新

### (1) 幕領 (笠松代官

の徳野陣屋では不便であったので、寛文二(一六六二)年その建物を羽栗郡笠町に移した。笠町を笠松村と改め、ここ :府の大番頭から美濃代官・岡田善政の跡役となったのは名取半左衛門長知である。 前任者善政の構えていた可児郡

以後明治維新まで、美濃幕領の行政官庁として続いていく。

第二節 支配 者 の 系 譜 に笠松陣屋が成立し、

前述したように、 正木・鷺山・下土居三か村の加納藩領が宝暦六(一七五七)年までであり、 以後幕領代官千種清右

衛門直豊の支配下に入る。以下、歴代代官の氏名と在職期間を掲げておく。

千種清右衛門直曹

代となり八か年勤め、明和三年(一七六六)二月寄合に転 宝暦八年(一七五八)一二月越後国代官から布衣美濃郡

なってからの歴代相承代数である。)

任した。(一三代とは、大久保石見守長安が初代美濃代官と

一四代 千種六郎右衛門惟忠

半年余を経て布衣郡代 (で六位の身分の称) となる。 天明五年 (一七八五)退職し、翌年病死する。 御書院番から明和三年(一七六六)二月美濃代官となり、

五代 千種鉄十郎

父の後を継いで天明六年(一七八六)美濃代官となった

され、翌年遠流処分になる。

が、税納に不正があったとして天明八年(一七八八)罷免

一六代 辻六郎左衛門富守

関東代官から天明八年来任し、寛政三年(一七九一)二

ノ丸御留守居に転任した。

七代 鈴木門三郎正勝

御勘定組頭から寛政三年美濃代官となり、布衣郡代に昇

一八代 進する。寛政一一年(一七九九)御勘定吟味役に転任。 辻甚太郎守貞

年(一八〇五)病死。一六代辻富守の孫にあたる。 寛政一一年遠三州代官から布衣美濃郡代に転任、文化二

文化三年(一八〇六)備中外二か国の代官から美濃へ転任、

一九代 三河口太忠

二〇代 文化七年(一八一〇)西国郡代へ転出。 **滝川小右衛門惟** 

伊勢一〇万石を管掌した。文化一一年(一八一四) 文化七年、安房国外二か国代官から美濃へ転任、美濃 病死。

二一代 松下内匠堅徳

文政一一年(一八二八)老衰のため免職となる。 いたが、翌年美濃代官となる。同一三年美濃郡代となった。 文化一一年、遠三州代官として中泉で当分預りとなって

二二代 野田斧吉

文政一二年(一八二九)越後国から転任し天保二年(一

八三一)布衣郡代となる。 しかし、天保六年(一八三五)、

南濃の百姓騒擾に関与して江戸へ召還される途中急死し

た。自殺とも云われている。

二三代 柴田善之丞

一六か年勤務して嘉永四年(一八五一)二の丸御留守居に天保七年(一八三六)、甲府代官から布衣美濃郡代となり、

二四代 岩田鍬三郎

転任する。

大垣藩預所 宝曆六(一七五六)年、 正木・鷺山・下土居村の加納藩領が幕領になり、

宝暦九年(一七五九)から大垣藩預所になったことは前

述のとおりである

藩政を幕府が評価したからであり、大垣藩にとっては名年)の延享三(一七四六)年から始まった。これも大垣大垣藩の幕府領預りは戸田氏英(享保二〇年~明和五

誉なことであった。

を設置して職務を行った。職務内容は幕府代官とかわり轄下に置いたが、その後預所の増加によって、御預役所共垣藩では幕府領を預けられた当初は藩の郡奉行の管

大垣藩御預役所の構成

行所の指令を受けて、

農業生産力の向上、年貢収納の確

第二節

支配者

1の系譜

もっぱら財政・治安のことにあたり、

幕府勘定奉

慶応三年(一八六七)と一七か年間、幕末の混乱期の行政嘉永四年に任命されて以後、安政・万延・文久・元治・

を担当した。

二五代 矢代増之助

が瓦解したので、来任しないで終わった。慶応三年任命されたけれども、明治維新のため笠松陣屋

その中、

鷺山村の幕領のみが

| 〃 小使 | 〃 下役 | 預所御用向取扱 | 預所吟味奉行 | 預所掛         |   |
|------|------|---------|--------|-------------|---|
|      |      |         |        | <del></del> | 人 |
| 人    | 四人   | 人       | 人      | 五人          | 数 |
|      |      | 天明七年設置  |        |             | 摘 |
|      |      | 設置      |        |             | 要 |
|      |      |         |        |             | 要 |

 // 小使
 四人
 實政六年設置

 // 外所方加勢
 一人
 安政四年公事引請

 // 納所方加勢
 一人
 安政四年一人增加

 // 納所方手代
 一人
 安政四年記置

(注) 『大垣市史』通史編より

小物成・運上等である。

保につとめた。 年貢は本途物成のほか、 米納よりも石代金納が多かった。 幕領特有の高掛三役 (伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用)、 その他雑税としての

北二組に分かれていた。 その行政区画は一番組から四番組までに分けられ、天保期 鷺山村は一番東組の所属であった。 (一八三〇一四三) には一番組が東西二組 に、 四番組 が 南

示により農民を統率したが、 屋・年寄と同じく御預役所が行っている。 各組には割元が置かれ、 預所代官の指図を受けた。 いっぽう、 農民代表として役所に対し、 割元の仕事は主として貢納に関する事務にあたった。 割元は、 毎年組内村々庄屋の代表者が月番で勤め、 種々の交渉もしている。 その他に御預役所の指 その任免は 庄

### 第三節 村

政

門改め・治安・防災・訴訟等、広範囲な行政一般の責任をもっていた。 村役人の立場 領主 (実際は代官や郡奉行) からの指令を受けて村政に当たったのは、 庄屋等の村役人で、 貢納

な村や一村に領主が二人以上の村は、 利害を代表し、庄屋・年寄の村政を監察する百姓代をいう。庄屋は領主ごと一村一人であったが、村高千石以上の大き 村役人は村方三役または地方三役と呼ばれ、 さらに選挙で定める場合もでてきた。庄屋の家は村政を扱う役場であり、そこには関係書類が保管されていた。 庄屋を二人以上置くこともあった。庄屋は始め世襲制をとっていたが、 庄屋(または名主)とそれを補佐する年寄(または組頭)、さらに村民の 後には年

今日、 残っている庄屋文書も、 かつての村役人の家にあったものが伝えられている場合が多い。

正木村の村役人 三か村で、 最も古い時期に庄屋名がでてくるのは正木村である。

正木村免相之事、 高。付弐ッ五分。相定遣事実正也

六右衛門殿

正木村庄民

亥九月廿三日

光重 (花押)

徳久源兵衛

久左衛門殿

、中世一山田よしゑ文書)、『岐阜県史』史料編古代)

か元和九年(一六二三)と推定される。 亥年とあるだけで年号は記載されていないが、他の関連史料が慶長期のものであるらしく、慶長一六年(一六一一) を高の二五パーセントと定めたことの通達で

史料の内容は正木村の免

(租率)

六○四)の「正木村御寺内ノ儀、 また、庄屋·年寄·百姓代の名称は記してないが、正木村の上層農民(村役人層) 何様共此加判之者として御馳走可申候」 (前掲山)という本願寺の東西分派に際しての方 と考えられる人名が、慶長九年

県郡正木御坊に対する誓約者三三か村一一二人中にみることができる。

正木村

舟

戸

藤

次

郎

(花押)

桑原 源 七 郎 (花押)

神山忠右 (衛 門 (花押)

藤四郎兵 (花押

Ш Ш 田久右 Щ 田 孫 四 門 郎 助 (花押) (花押) (花押)

同

三郎左衛門

(花押)

中でも、 無代官ニ其方へ申付候」(前掲当)と年貢の収納事務を委任されているような、村役人の濫觴ともいうべき存在で無代官ニ其方へ申付候」(前掲当)と年貢の収納事務を委任されているような、村役人の濫觴ともいうべき存在で 山田孫助は慶長四年(一五五九)三月、 織田秀信 (最後の岐阜城主) の重臣木造兵庫介長広から「正木村田畠年貢

第三節 村 政 六五

る。 右衛門、百姓代・重之右衛門であ 庄屋は山田与三右衛門(代々襲名) みると、宝暦(一七五一)以降の あった。 の庄屋は与三右衛門、年寄・新五 いっぽう笠松代官所支配(幕領) つぎの「正木村役人の一覧」を 同年一一月に笠松役所へ提出 百姓代・佐右衛門がでてくる。

した差出明細帳には庄屋・百姓代

尾州領の庄屋として山田六左衛 六(一八三五)年の大野文書中に、 名(六左衛門)がみられる。天保 文政(一八〇四一二九)ごろ庄屋 領(七五石五三三)にも、文化・ 家が明治維新まで庄屋役を行って いる。また、正木村にある尾張藩

### 正木村・村役人の一覧

| 文化8 与三右衛門 ###############################  | 文書文書書      |
|--|------------|
| (1611) 元和9 (1622) 一次右衛門 (1623) 一次右衛門 (21713) 「東西2 (17752) 「共明8 (1788) 「東京右衛門 (1788) 「東京右衛門 (1788) 「東京右衛門 (1793) 大明8と同人) 文化8 与三右衛門 「共明8と同人) 文化8 与三右衛門 | 文書書        |
| Text   | 書          |
| (1752)     (黒野御坊肝煎同行)       天明 8     与三右衛門       (1788)     (正木村惣代)       寛政 5     与三右衛門       (1793)     (天明 8 と同人)       文化 8     与三右衛門            |            |
| 天明 8<br>(1788)     与三右衛門<br>(正木村惣代)     下鵜飼大野       寛政 5<br>(1793)     与三右衛門<br>(天明 8 と同人)     一     同       文化 8     与三右衛門     一     「はまない思す」       | <b>~</b> = |
| (1793) (天明 8 と同人) 同<br>文化 8 与三右衛門  | 人耆         |
|  | 上          |
| (1811)   (与三右衛門   -   一   吸入山田)  | (書         |
| (文化·文政頃)   | f文書        |
| 天保6.8 (与三右衛門) 新五右衛門 重之右衛門 長良大野文  | (書         |
| (1835) 山田六左衛門 — 佐右衛門<br>(尾州領) — 佐右衛門   |            |
| 天保 6.11 与三右衛門 九郎右衛門 十之右衛門 笠松郡代文 (差出明細)   |            |
| <u>3.化 4</u>   浪 治 郎   -   笠松堤方役別  | 首文書        |
| 嘉永 5     (第 領)     藤 兵 衛 三郎右衛門       (1852)     万 三 郎<br>(尾州領)     一   | Ŀ          |
| 安政 5   | Ŀ          |
| 安政 6   | Ŀ          |
| 明治 2     与三右衛門       助 三 郎 (兼帯・古市場村庄屋)     又 兵 衛 茂 三 郎 (差出明細)  |            |

戸時代、 は 同 人物であるが、 八六九)年までは、 村が相給 年寄だけは別人物であり、 村が複数の領主に分割され知行されることをいう。 古市場村 (幕領) の庄屋 L か も二名 助 になってい 三郎が正木村の兼帯庄屋になってい . る。 正木村の場合は幕領と尾張領であっ また、 幕末期の安政五 うる 兼帯庄屋とは 八 Ŧi. た。 年 カゝ 江 b

なっている場合、

村の庄屋が各領の庄屋を兼ねることをいう。

長坂紋左衛門と上原粂右衛門へ孫兵衛の祖母と庄屋・惣右衛門が連名で願 庄屋としてでている。 みると、 国郷帳』 御年貢·諸事支配」 御年貢諸事取扱」ったとあり、 元和期 八三と鷺山 五(一六〇〇)年の関ヶ原合戦以後、 (の記録・法光寺所蔵) (文政五年(一八二二) 、譲って、「寺法之事而己相勤申候」とある。 たと想像される。 鷺山村の村役人 元禄一七 に 耔 は、 五九六―一六二三)まで遡ることができる。 はニ 加納藩領 一領主の )によれば、法光寺住職・二代目道易までは、「村方開発以来 (一七〇四) のことは、 庄屋名こそでてこないが、 ま 前者は鷺山村孫兵衛に高 相給知になっており、それぞれに村役人がお ・二三二石三九と尾張藩 「鷺山村・村役人の一覧」 法光寺を「坊庄」と称していた。 年と正徳三(一七一三) 法光寺の別家・ 「国家相治り候ニ 正保二 (一六四五) 助右衛門とその他に惣右衛門 鷺山村の庄屋の由 一五石を与えてほ (石河氏) から村役人の系譜をみて 付、 年には、 僧分の事故、 「法光寺由緒 領・三八〇石九 その後、 年の 惣右衛門が |来も慶長 カゝ 『美濃 れて 村方 慶長 書



鷺山村坊庄となった法光寺、当時長良古川沿い江畑にあった。 (天野敬也氏提供)

三節

オオ

卧

鷺山村・村役人の一覧

| /r. /L                  | 馬四·                                   |  |                | 山曲参                |
|-------------------------|---------------------------------------|--|----------------|--------------------|
| 年 代                     | <u>庄</u> 屋 名                          | 年 寄 名                                    | 百姓代名           | │ 出 典 資 料          |
| 慶長~元和期<br>(1596~1623)   | 助右衛門 物右衛門                             |  | _              | 鷺山・法光寺文書           |
| 元禄17<br>(1704)          | 物右衛門                                  | _  | _              | 長良•平野文書<br>(元鷺山在住) |
| 正徳 3<br>(1713)          | 惣右衛門(井水一件取噯人)                         | _  | _              | 黒野伊藤文書             |
| 享保 6<br>(1721)          | 惣 右 衛 門<br>助 右 衛 門                    | _  | · <u> </u>     | 長良•平野文書            |
| 寛政 7<br>(1795)          | 嘉 六<br>(大垣預所)                         | 儀 蔵<br>(大垣預所)                            | 民 五 郎 (大垣預所)   | 笠松堤方役所文書<br>(明細帳)  |
| 女 9 日                   | 物士海門                                  | 又左衛門 (組頭)                                | _              | 長良・平野文書            |
| 亥2月<br>  亥8月<br>  (江戸中期 | 物右衛門物右衛門                              | 三郎右衛門(組頭)                                | _              | 同上                 |
| 文化 3 (1806)             | 栄<br>(尾州領)<br>利<br>(大垣預所)             | _  | _              | 同 上                |
| 文政 9<br>(1826)          | 惣 右 衛 門<br>(頭分惣代)<br>栄<br>助<br>(頭分惣代) | _  | _              | 同 上                |
| (文化・文政期)<br>(1804~29)   | 甚 兵 衛<br>(尾州領)<br>民 之 進<br>(大垣預所)     |  |                | 笠松堤方役所文書           |
| 天保 9<br>(1838)          | 民 之 進 (大垣預所)                          | 孫 左 衛 門 (大垣預所)                           | 友 左 衛 門 (大垣預所) | 笠松郡代文書<br>(差出明細帳)  |
| 嘉永 5<br>(1852)          | 嘉 左 衛 門<br>(大垣預所)<br>茂 平 治<br>(尾州領)   | _  | _              | 笠松堤方役所文書           |
| 安政 5<br>(1858)          | 陸 左 衛 門<br>(大垣預所)                     | 儀 左 衛 門<br>(大垣預所)                        | 又 十 郎 (大垣預所)   | 同上                 |
|                         | 常 之 進<br>(兼帯・折立村庄屋)                   | 善八 (組頭) (尾州領)                            | 清八八(尾州領)       | 同 上                |
| 安政 6<br>(1859)          | 嘉 八<br>(大垣預所)<br>(尾州領の村役              | <br>  儀 左 衛 門<br>  (大垣預所)<br>  (人は安政 5 年 | ı              | 同 上                |
|                         | 1000000                               |  | -14-7          |                    |

時の取噯証人に鷺山村・惣右衛門が下西郷村(加納藩領)・今川村 なっている からのように折立村の用水に利用させてほしいことを折立村 でたものであり、 (一七二一)年にも惣右衛門は助右衛門といっしょに庄屋として名を連ねているが、 (黒野•伊藤文書)。 (野文書)、この時の長坂・上原両名は尾張藩郡奉行所の役人と思われる。 これらのことから惣右衛門は鷺山村の尾張藩領知の庄屋を勤めたことがわかる。 (尾張藩領) (幕領)・古市場村 (加納藩領) 庄屋から黒野村庄屋へ願い出たもので、 助右衛門は加納藩領知の庄屋を勤 後者は黒野村の井水を前 の庄屋たちとともに 享保六 その

めたものと考えられる。

収する役所、尾張藩の直轄。)し、そこから一定の役銀を徴) 期から江戸時代の中期まで庄屋を勤めていたのであるが、彼は平野姓を名乗り、 とがわかる。 は庄屋・嘉六、 物右衛門、 宝曆九 (一七五九) 庄屋・惣右衛門名がでてくる最後は文政九(一八二六)年の頭分惣代が最後である。 年寄・儀蔵、 組頭・久又左衛門・三郎右衛門名がみられることからも、彼等は鷺山村の尾張藩領知村役人であったこ の付問屋に任じられていた西川家と交際があったことが平野惣右衛門宛の西川喜右衛門の書状 百姓代・民五郎とでてくる (笠松郡)。 年から鷺山村の加納藩領が大垣藩預所に組み込まれ、寛政七(一七九五)年の同村村役人 また、 年代は不明であるが、 長良川役所(焼に送られる舟荷及び荷舟数を把握 前掲の平野文書中に、 このように、 近世初 庄

ていることだけが異なる点である。 天保以降の村役人名は 「村役人の一 覧 にみられるとおりであり、 尾張藩領の村役人で年寄にあたる所が組頭となっ

(月一七日付一)から窺える。

村役を勤める報酬であり、 天保九(一八三八)年の庄屋給米は三石二斗五升、 年俸であった。 定使は庄屋の命令を村内に触れたり、 年寄給米は七斗二升、 定使給米が壱石となっ 雑用を勤めた者をいう。 てい る (細帳)。 これ は

第三節

村

政

六九

姓代は治右衛門家で続いていることがわかる。また、寛延三 が行っている。 期から明治二(一八六九)年まで、同村の庄屋は勘右衛門家 村は幕領と旗本領の相給村であった。これ以後、江戸時代後 時の下土居村は加納藩・安藤対馬守の領知であり、下城田寺 れが隣村の上土居村を含めて解決した時の「内済証文」 と鳥羽川対岸の下城田寺村が井堰のことで出入りがあり、そ 戸時代の中期以降しかわからない。 の一覧」からみてみると、寛延三(一七五〇)年、下土居村 、件を解決した時に取り交わした証文) にでてくるのが初見である。この、原告・被告双方が和解談合により事) にでてくるのが初見である。この 下土居村の村役人 百姓代であった七之右衛門家が約五〇年後の文化三(一 年寄は浅右衛門家がなっており、 下土居村の村役人は史料的にみて、江 いま「下土居村・村役人 いっぽう百

### 下十居村・村役人の一覧

ちらへ移ってきたと思われる (go き)。そして鷺山の法光寺と

は先祖が吉城郡河合村角川の専勝寺と関係があり、天正二(一

年の改寺となっているので、このころ、飛驒からこ

八〇六)年には年寄になっている。

これらの村役人の系譜は詳らかでないが、

安養寺の岩佐家

五七四)

|   |      |         |   |    |    | 1 土尼 | 5村 | • 🛧          | 寸役ノ | Λ.     | の一覧 | •            |    |             |           |      |
|---|------|---------|---|----|----|------|----|--------------|-----|--------|-----|--------------|----|-------------|-----------|------|
|   | 年    | 代       | 庄 | 屋  | 론. | 名    | 全  | F 岩          | 子 名 |        | 百姓  | 代名           | 出  | 典           | 資         | 料    |
|   | 寛延 3 | (1750)  | 忠 | 戶  | Ę  | 衛    | 浅  | (組           | 衛門  |        | 七野石 | 占衛門          | 笠松 | 堤力          | 7役所       | 文書   |
|   | 安永 7 | (1778)  | 藤 | 戶  | Ę  | 衛    |    | -            | -   | İ      | -   | -            | 上城 | 田寺          | • 河田      | 書文目  |
|   | 寛政 6 | (1794)  | 当 | Ξ  | Ξ  | 郎    | 丹浅 | ガ<br>右       | 南門  | 5<br>1 | 七之和 | 占衛門          | 下鵜 | 飼・          | 大野        | 文書   |
|   | 文化 3 | (1806)  | 勘 | 右  | 衛  | 門    | 丹  | 右<br>オ<br>之れ |     | 3      |     | _            | 長月 | 复•∃         | 平野)       | 文書   |
| - | 文化 8 | (1811)  | 勘 | 右  | 衛  | 門    |    | _            | -   |        | -   | _            | 岐っ | ۱• ۶        | 山田フ       | 文書   |
|   | 文化12 | 2(1815) | 勘 | 右  | 衛  | 門    | 浅  | 右            | 衛門  | ]      | 勘右  | 衛門           |    |             | 代文<br>明細軸 |      |
|   | 弘化 4 | (1847)  | 勘 | 右  | 衛  | 門    |    | -            |     |        | -   | _            | 笠  | 松郡          | 代文        | 書    |
|   | 嘉永 5 | (1852)  | 勘 | 右  | 衛  | 門    | 浅  | 右            | 衛門  | ]      | 治 右 | 衛門           | 上城 | <b>∄•</b> = | 寺河田       | 李書文語 |
|   | 安政 3 | (1856)  |   | _  | -  |      | 浅  | 右            | 衛門  | ]      | _   | <del>-</del> | 笠松 | 堤力          | 役所        | 文書   |
|   | 安政 6 | (1859)  | 勘 | 右: | 衛  | 門    | 浅  | 右            | 衛門  | ]      | -   | -            | 歴史 | 資料負         | 馆坂□       | 李書   |
|   | 文久 1 | (1861)  | 勘 | 右: | 衛  | 門    |    | _            | _   |        | _   | _            | 彦坂 | ፬•7         | 宮部フ       | 大書   |
|   | 明治2  | (1869)  | 勘 | 右: | 衛  | 門    | 浅  | 右            | 衛門  | ]      | 治 右 | 衛門           | 笠  | 松郡          | 代文        | 書    |

同じように、寺務と村役を同時に行っていたのを、近世初期に寺務と村役をきり離したと考えてよい。それは村役人の 姓が岩佐であることからみて、 そのように推定できるのである。 (安養寺)

### 第四節 水

災

## 一、水をめぐる当地域の環境

でみられる。 阜のシンボル的存在である。 (三川。 現在は、鳥羽・伊自良川の二川。) で、それにはさまれた低地に当地域が位置している。 中でも、長良川は金華山とともに岐(昭和一四年の古川・古々川締切りまでは) で、それにはさまれた低地に当地域が位置している。 中でも、長良川は金華山とともに岐 当地域をとりまく川 しかし、長良川は人々の憩い場だけではない。 当地域(江戸時代は正木・鷺川・下土居の三か村、 とくに長良川の鵜飼は全国的に名高い。 私たちの日常生活には欠くことのできない生活用水・農業 ・世帯数三一一六 )を流れる川は、 現在の地区は、鷺)を流れる川は、 そのほか、 魚釣り・水浴を楽しむ光景もあちこち 長良・鳥羽・伊自良の三川

崎 の隘路を通り、 鳥羽川は長良川の一支流である。 同 1市打越の城ヶ峰山麓を流れ、 山県郡高富町大桑の古城山に源を発し、高富町域の小諸川の水を集めて、岐阜市岩 上土居で戸石川の水を合わせ、下土居の北を通過して、 正木で伊自良

倉に至る約六<br />
鴋は伏流しており、 っぽう伊自良川は、 山県郡伊自良村の西北端釜ヶ谷山からでて南東流し、 荒川の状態になっている。ついで岐阜市へ入り、 同村の南部に至る。 岩利の隘路を経て安食を通り、 その間、 長滝から小

第四節 水

Ш

と合流している。

用水の供給源であり、

かつては、

材木筏・荷舟の輸送路でもあった。

災

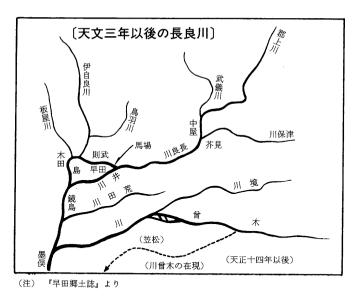
る 板谷川を合わせて増幅しながら一日市場の東で長良川と合流す へ達し、正木で鳥羽川と合流している。それからさらに南流

江戸河と呼んだり、 あらわすこともあった (市合渡の歴史』)。 天正ごろ(一五七三一九一)には、 の境界線を流れ、 往時の長良川 当時は因幡河と呼んでいた(『今昔物)。また、 古代・七世紀ごろの長良川は方県郡と厚見郡 墨俣町附近の同川を墨俣川と地域の名称で 合渡地域を流れる長良川を

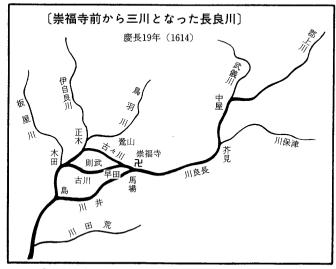
長良川は洪水のたびに幾筋かの流路をつくっている。 天文三

通セリ、又方県郡長良村家屋流失人民死亡多シ、此時沿河 川井川ヲ現出シ、 トナリ、 各務郡芥見村二至リ津保川二合シ(東ニ新川現出セリ 激流右ニ 岩利村ョリ南流シテ木田村ニ至リシガ、此洪水ノ為メ、中屋村ヨリ 一五三四) 「長良川ノ上流郡上川通山県郡中屋村ニ於テ、古来の河線 太郎丸・高富・梅原等ノ諸村ヲ経テ伊自良川ヲ入レ、 衝突シ、 下流厚見郡早田村字馬場ニ於テ井水口ヲ押破リ、 年九月六日の洪水は 早田・今泉・若木元池・東島・江口等諸村 更ニ陸地ヲ押破リ、 戸田村・側島村等ヲ貫通シ、 ) 二川一大河 ノ地ヲ貫 ノ諸村水 更二 方県郡 左

### 当地域をかこむ川 (長良川締切工事前) 伊自良川 下土居 正木 保 津 鷺山 古令川 芥見 木田 崇福寺 則武 **川良長** 古田 馬場 川田荒



所蔵)(天文三年洪水は異説もある) 資料館)(天文三年洪水は異説もある) 害ヲ被ル最夥シト云、今詳ナラス」(「往昔以来木曽川流域洪水ノ



七三

(注) 『早田郷土誌』より

きた。(後長良川・参照) お入って「井川」という大川筋がでれ入って「井川」という大川筋がでれ入って「井川」という大川筋がでれ入って「井川」という大川筋がでれ入って「井川」とかるように、長良川の水を灌漑用

ともと、この新川筋は、戦国末期にともと、この新川筋は、戦国末期に七月の洪水は、「長良川通、方県郡長良村崇福寺前へ切入、新川出来スト良村崇福寺前に「新川」筋が生じたことを記福寺前に「新川」筋が生じたことを記福寺前に「新川」筋が生じたことを記録している(となった長良川、参照)と、崇録している(となった長良川、参照)と、

となったと考えられる。これが「古々

よって大水を流れ込み、大水をひきこんでいた所へ、

大きな川

筋

洪

水

K T

館をつくり、

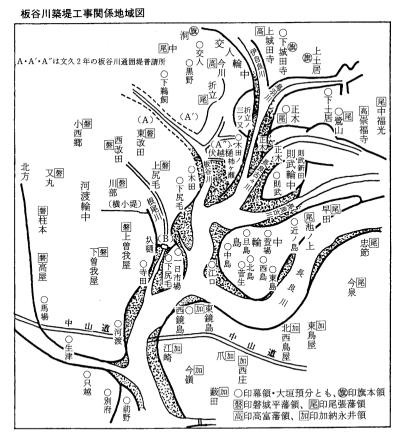
長良川から溝を堀

っ

土岐頼芸や斎藤道三が鷺山の麓

に

居



丸山幸太郎作成図(「岐阜西北部の治水問題」掲載)による。

川」と呼ば 'n 鷺山地域を流れるようになったのである。 また、 以前からの長良川は「古川」と称し、 井川をいれ

慶長一九年から長良川は三川に川筋が分流した。

今日では想像できないほど悲惨なものであった。 ح の三川、 とくに「古々川」・「古川」と鳥羽川・伊自良川・旦ノ川(ぽぽ魚川と鳥羽)などが当地域にもたらした水害は、

仕り、御田地・居村え押開き水損仕り候」と記されているほどである。つぎに、当地域の水害の様子をみることにする。 村地内にて落合申候、尤長良川通川 損所にて御座候、居村三ヶ村に相分れ (関係地域図参照)、長良川村中を通り、伊自良川・鳥羽川・板谷川三筋を北西に受け、 |地域の中で最も水害の多かった正木村は、天保六(一八三五)年の「村明細帳」 (県歴史資)に「当村の儀は、早損・ 、表に御堤築捨にて、下にこれなく候故、雨天の節は、以上四筋の川々水堪り合い、逆水 水

### 一、当地域の水害状況

の洪水・被害状況を年次別に述べることとする。 の庄屋が記した災害記録(妍田後藤文書・忠節用水記・)等をもとに「当地域水害一覧」を作成したので、それをもとに、 水害 近隣の水害状況を「往昔以来木曽川流域洪水ノ年月・被害の形況」 I 一 覧 戦国時代の終わりごろから明治の始めごろにかけて約三〇〇余年間、当地域に直接被害をもたらした水害 (役所文書・県歴史資料館所蔵)を中心に、(以下、「往昔出水」と略、笠松堤方)を中心に、 その他近隣

濃国守護・土岐頼芸の「技広新邸」 屋敷迄水入、 技広の大洪水 上下難儀、 天文三(一五三四)年九月六日の長良川大洪水は、「枝広水」といわれ、長良福光の家々は流失し、 人死多キニ (枝広の新邸に移る。) まで水が押し入り、ついに頼芸は新邸を捨てて、(天文元年革手城から) まで水が押し入り、ついに頼芸は新邸を捨てて、 付、 御在城北山大桑村 " 拵、 御引越候」と中島両以記文 (長良北町) にあるように、 大桑城まで引越し 御

|                         |   |                                       |               |                |                   |  |                   |                            |               |                   |                   |                 |                   |                  |                  |                     |                                    | _             |
|-------------------------|---|---------------------------------------|---------------|----------------|-------------------|--|-------------------|----------------------------|---------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|------------------|------------------|---------------------|------------------------------------|---------------|
| 慶長 二六                   |   | 慶長二                                   |               |                | 天文三・七・九           |  |                   | 天文四                        |               |                   |                   |                 |                   |                  |                  | 天文 デ・ホ・六            | 年月                                 |               |
| ·<br>수<br>=             |   |                                       |               |                | 七・カ               |  |                   | 四<br>-<br>-<br>-<br>-<br>- |               |                   |                   |                 |                   |                  |                  | 九<br>六              | 日日                                 | 鷺             |
| 慶長     - 八・             |   | 一弄                                    |               |                | 一芸品               |  |                   | 三                          |               |                   |                   |                 |                   |                  |                  | 三                   | 西暦年号                               | 鷺山地域水害一覧      |
| E                       | (「往昔出水」) 家屋流失。東伝                              | 長良川通り出水。                              | 水記」)          | 流れ、市神榎が        | 長良川洪水、岐阜中川原を押し抜き  | (「厳助往年記」)                              | 流死二万余、流失家屋数万にのぼる  | 長良川大洪水、枝広・井之口間で人           | ۇ<br>ئ        | 被害ノ形況」以下、「往昔出水」とい | (「往昔以来木曽川流域洪水ノ年月、 | あったが詳細は不明。      | の他、流域の諸           | し人びとの死亡が多数にのぼる。そ | 川)を生ずる。長良村の家屋が流失 | 郡上川大洪水、             | 事                                  | 害一覧           |
| 県郡<br>長<br>良            | 寺堂宇祉  |                                       |               | 流失した           | (阜中川區             |  | 失家屋粉              | 枝広•#                       |               | 下、「往井             | 宣川流域:             | 不明。             | 昭村の被              | が多数に             | 長良村の             | 流路を変                | 項                                  | (天文三          |
| 村崇福寺前、                  | 水」)東伝寺堂宇も流失する。                                | 厚見郡早田村にて                              |               | 市神榎が流失した。(「忠節用 | 原を押し抜き            |  | 数万にのぼる            | 元之口間で人                     |               | 育出水」とい            | 洪水ノ年月、            |                 | 流域の諸村の被害は甚大で      | にのぼる。そ           | の家屋が流失           | 流路を変え、新川(井          | (典拠資料)                             | (天文三―明治九)     |
|                         |   |                                       |               |                |                   |  |                   |                            |               |                   |                   |                 |                   |                  |                  |                     |                                    |               |
| 与为                      | 主   |                                       | 慶安三           |                |                   |  | 寛永三               |                            | 寛永二           |                   |                   |                 |                   | 寛永七              |                  |                     | 慶長 元・七                             |               |
| 7                       | 宝永 三• 六• へ                                    |                                       | 慶安 三• 九•      |                |                   |  | _                 |                            | 寛永三• 四•四      |                   |                   |                 |                   | 七八八              |                  |                     | -t                                 | i<br>i        |
|                         | 110K  |                                       | 一 芸           |                |                   |  | 三                 |                            | 一芸芸           |                   |                   |                 |                   | 一芸芸              |                  |                     | _<br>六<br>四                        | -             |
|                         |   | 地は                                    |               | 昔出             | た<br>長            | 川筋                                     |                   | 入<br>水                     |               | 昔出                | が破壊               | 〇〇間             | 防い                |                  | ŧ                | 事 ラ                 |                                    |               |
| 渡の歴史」・水災年表)総代川ブ出オー伊官長川へ | 掲弋  大出水。尹自旻   \影響。(「イロ]  間は船で往来できた。(   往昔出水」) | プ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 「寅の大洪水」といわれ、漕 | 昔出水」)          | た長良川役所を中河原に移す。(「往 | 川筋が変わって、早田村馬場にあっ                       | 長良川出水。長良村崇福寺前破壊し、 | 入水。(「往昔出水」)                | 長良川大水。水位十合余、阜 | 昔出水」)             | 破壊し、島輪中へ入水した。     | )間、東島村にて三八八間の堤防 | 防いっぱい余りの水)、池上村にて一 | 長良川洪水。厚見郡水位十合余   | 昔 出 ガン           | まれて 一番川(古々川)を生いる へ名 | 人)、所川(古々川)とほぎる。(「住長良川洪水」長良村崇福寺前へ切り | 川となる ( 往世出水」) |
| 景響                      | 警点  | 牛                                     | 濃州の低          |                | 90                | ************************************** | 破                 |                            | 島輪中           |                   | /_                | H               | 173               | 모                |                  | ~                   | Si                                 | J             |

| 天明 二• 五七                                    | 安<br>永<br>九  | 安永八・七二                     | 明和ニ・ペーニ   | <b>寛</b> 延 二• 八  | 元文<br>亭<br>卒                                       | 享保でも六  |
|---|--|----------------------------|---|--|--|--|
| <b>至</b>                                    |  | ±:<br>=                    | ↑<br>=  | Д  | <b>卒</b><br>五                                      | 七六   |
| 七二  | 一たへ  | 一七七九                       | 一七  | 一七四九   | 一芸   |  |
| る(「早田郷土誌」)となり、忠節村で堤防一四四間切れした良川一升二、三合の大水で平越し | 地三町歩余流亡。(「往昔出水」)<br>良村内)で堤防二七〇間余破堤、耕良村内)で堤防二七〇間余破堤、耕 | 書「風雨出水覚」)長良川五〇年ぶりの大洪水。(坂口文 | が与えられた。(「往昔出水」) 同村の堤防破れ、尾張藩から救助米 長良川洪水。長良村で水量十合余、 | 水する。(「往昔出水」)東島村二○○間破堤し、島輪中へ入東島村二○○間破堤し、島輪中へ入長良川出水。池上村堤防一七五間、 | ついに洪水となる。(「往昔出水」)まで霖雨(長雨)でたびたび出水し、長良川洪水。五月八日から六月五日 | へ入水する。(「往昔出水」)村)堤一二九間破堤、この時岐阜町長良川出水。厚見郡稲束村(元忠節 |
| 文化三・八・三                                     | 文化三・奈  |                            | 寛永二0・七・二六   |  | 寛政二0・四・八   | 覧<br>政<br>=•                                   |
| 7   |  |                            |   |  | 1772   |  |
|   |  |                            |   |  |  |  |
| ·<br>三<br>元<br>五                            | <b>☆</b> 元   |                            | - 六 一七九八  |  | 四、八 一七六 長良間、水量                                     | 六  |

| 長良川出水。河渡村で破堤(「往昔出                 |          | 文久 亭 七三   八空 | 長良川暴風雨。池ノ上、近ノ島破堤   | 会   | 嘉永三・八・八      |  |
|-----------------------------------|----------|--------------|--------------------|-----|--------------|--|
| (「往昔出水」) 長良川通厚見郡古津・日野村破堤          | 云谷       | 万延一・八・五      | 渡の歴史」)             | 一八咒 | 嘉永 —         |  |
| る。(「往昔出水」)<br>島村で堤五か所二○○間を破堤す     |          |              | 方役所文書)             |     |              |  |
| 間破り水量九合余り、その下の旦ノ長良川通、早田村馬場の堤を一〇〇  | 중        | 万延一• 至三      |                    | 一六罕 | 弘化學士皇        |  |
| 破堤、(笠松堤方役所文書)<br>長良古川通洪水。鷺山村地内尉殿堤 | 一会       | 安政 心 七       | の歴史」)              | 一八四 | 弘化一九         |  |
| (「合渡の歴史」)                         |          |              | 水」)                |     |              |  |
| │伊自良川出水。城田寺破堤一○○間                 | <b>三</b> | 安政 平 五三      | 余、堤防三か所破堤する。(「往昔出  |     | 九 <b>•</b> 二 |  |
| (笠松堤方文書)                          |          |              | 長良川大洪水。長良村で水量一〇合   | 一益豐 | 天保一四•閏       |  |
| 長良川古川通出水。正木村地内破堤、                 | 吾        | 安政五・六        |                    |     | 三宝           |  |
| 松堤方文書)                            |          |              | 強風雨、長良川出水、(折立佐藤文書) | 一   | 天保 た 閨       |  |
| 伊自良川満水で正木村地内破堤。(笠                 |          |              | 書)                 |     |              |  |
| 長良古川通り七合余の出水。鳥羽・                  | 吾        | 安政 四 四三六     | 北方陣屋より役人派遣。(折立佐藤文  |     |              |  |
| 村地内で破堤。(笠松堤方役所文書)                 |          |              | 大暴風雨で正木村の石堤が切入る。   | 三章  | 天保 八・八・三     |  |
| 川・伊自良川満水。下土居村・正木                  |          |              | 書)                 |     |              |  |
| 長良川古川通り八合余の出水。鳥羽                  | 至        | 安政 三•七十二     | 昔出水」、折立佐藤文書、堀田後藤文  |     |              |  |
| (「往昔三川出水」)                        |          |              | 長良川出水。折立村へ切れ入る。(「往 | 一   | 文政 八・八一回     |  |

|                  | 明治               | ] ] | 慶応              | 慶応              |                 | 慶応               |     |
|------------------|------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----|
| -                | きたの              |     | 三• 至• 二 一 八公    | <b>-</b> ^ ^ ^  | 五七              | 里                |     |
|                  | - X-5            |     | 一公公             | 云矣              |                 | 一<br>会           |     |
| 黒野村の堤防切れ。被害多くでる。 | 長良川通洪水。長良・則武・正木・ |     | 長良川出水。(「合渡の歴史」) | 長良川出水。(「合渡の歴史」) | 日間大豪雨。(「早田郷土誌」) | 木曽川・長良川等各河川大洪水。三 | 水」) |
| _                |                  |     |                 |                 |                 |                  |     |
|                  |                  |     | 明治              |                 |                 | 明治               |     |
|                  |                  |     | た た 江           |                 |                 | ゼ・ハ・10           |     |
|                  |                  |     | 九・九・七一八芸        |                 |                 | 七• 八•10   八七四    |     |

地域にも及ぼしている。 四年二月の大洪水は「枝広・井之口間、 せざるを得なくなった。また、この洪水によって、長良川の河道が大きくかわったことは先述のとおりである。 人流死二万余、 家数万家流失、奇代俄事也」 (「歳助往) と記録される大被害を当 翌天文

流失した。岐阜町の市は斎藤氏によって市立が認められ、「南へは御園にて市立冷は地西口は岩倉町にて市立で地方なり右二 ケ所に市神とて今に榎あり、 さらに、天文一三(一五四四) 北口は中河原にて市立 年七月の長良川洪水によって、岐阜中川原が押し流され、 文年中洪水に流れしとなり」「爰にも市神の榎ありしに天 (『岐阜)とあることをさしている。 ここにあった「市神榎」 が

長良川役所の移転 長良川役所については、第三節・鷺山村の村役人の項で若干触れたが、本項でもうすこし詳しく

述べることにする。

長良川の流通取り締まりは近世初頭から長良川役所と鏡島湊で行われていた。 年代は不明であるが、 長良川上流 への

七九

第四節

水

ため、 舟航ができるようになってから、 を通行する舟数も勢い多くなり、その重要性は増していく。 岐阜御役所御用材・御鮎元并長良鵜飼中に遣され候木品等、 岐阜商人たちは岐阜奉行所と結託して「尾州御用物」の種類を拡大し、岐阜直揚を企て続けている。長良川役所 鏡島湊より川上へ積み登ることができる荷物が 伊勢御師荷物、 灰船、下肥等」 (県史近) と限定された。 「御公儀様御用、 并尾州様御用物 その の内

れよう。 れ故に役所の付問屋・西川家の比重も高まり、それと交流のあった鷺山村庄屋・平野惣右衛門の権勢もおのずと推測さ たのであろう。これ以後、 長良川の三つの流路がほとんど同じような水流になったことから、 したことは「水害一覧」にみられるとおりである。 村の馬場にあったが、寛永一三(一六三六)年の洪水により川筋がかわって、岐阜町の古屋敷に接する中河原の地に移 幕府から美濃国内で五万石を与えられた時に、この役所もともに授けられたとしている。長良川役所は、 この長良川役所の成立は尾張藩『地方古義』や長良川役所付問屋西川家記録には、尾張藩が元和五(一六一九) 中河原は岐阜町にも近いところから、 それは即ち、 岐阜町の長良川湊として、 岐阜町寄りの井川が以前と比べて大きな流れになり、 従来の早田村馬場では舟荷物の統制が不十分になっ 近世期発展していった。そ はじめは早田 年に

鷺山・下土居三村の水害状況は史料が残っていないので窺うことはできないが、当地域と隣接している木田村 (ロ文書)から類推してみることにする 庄屋記録からみた水害状況 安永八(一七七九)年七月一一日、長良川は五○年以来の大洪水に見舞われた。 正木・ の史料

木田村の水害状況

寅年(天明二年)より四年前亥年(安永八年)七月十一日、

余これあり候、 五十年以来の大洪水にて御座候、 あまりの洪水ゆへ、これより存付年々出水 本家の縁板の上壱尺弐寸

風雨書留め申促

同年七月十日 大雨、雨出水、前道切れ出申候、西町は同年七月四日 出水、前道切れ出候、西町は大水のよし同年六月廿三日 出水、本家の庭へ四寸余入り候寅年三月朔日 出水六合位、珍しき時分也

大水のよし

同八月九日 大風雨水、中井道下水下なり同七月廿六日夕 出水、中井溝まで水下に相成り候同七月十八日 大水なり、本家の庭壱尺弐寸余入

同八月廿一日

夜四ツ過ぎに光り物通り南より北大雨風、出水、道地まで水下なり

メ出水九度、

風三度なり(「風雨出水覚」)

たことのない大水にびっくりして、これ以後、年々の出水・風雨等記録に記しておこうと思い立った。 安永八年七月一一日、 (母家)の縁板の上、「壱尺弐寸余」(約四○ギントヒ)の床上浸水となった。当主の坂口作十郎は、キ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ 当地域を襲った長良川の洪水は、 五〇年以来の大洪水になり、 木田村・庄屋の坂口家では、 自分がかって経験し 坂口家は木田村 本

から軒下、さらには屋根まで水に浸ったものと想像される。

でも最も高い所に位置していたにもかかわらず、床上浸水にあったのであるから、

他に低地にあった家々の被害は床上

から 気圧配置がひじょうに不安定であったことがわかる。 中から天明二年の状況をみることにする。 は暴風雨の出水が二回あり、 ことがわかる。 木田村の水害記録は、 三月の出水について、 そのつど水量が増した状況が窺える。 七月の四回の出水中、 以後天明二(一七八二)年から書き留められ、寛政六(一七九四)年で終わっているが、 坂口作十郎は時節柄、 八月二一日の記録には夜四ッ過 二回は大水で木田村低地の西町が大被害を受けたことを記録している。 同年の水害は三月・一回、六月・二回、 珍しいことだと記し、六月の出水は二回とも本家の庭まで水が入った 「〆出水九度、 (午後一○時)に「光り物」が南より北へ行ったとあり、 風三度」と書いていることからみて、 七月・四回、八月・三回となって 断続的に風雨 また八月 その

料にすることが多くなると、翌年の苗が確保できなくなることから、農民は領主側に夫食拝借を願い出て、領主側もこ 米とは近世期農民の食料をいう。夫食の中心は米・麦などである。水害等の災害で食料に窮し、その年の種籾などを食 に隣接しているので同様の被害状況であったろう。そのため、領主・石河家と北方陣屋から夫食米が支給された。 浸水であるから、 「大洪水、床上四尺余、御屋敷・北方陣屋夫喰頂戴」と記されている。庄屋・佐藤家が床上四尺(約一・三層)余りの 他の家々の浸水状況はそれ以上であり、勿論、田畑はすべて水没したと考えられる。 折立村庄屋・佐藤治兵衛の「庄屋一代明細記」中に、文化一二(一八一五)年六月二七~二八日、 当地域も折立村

れを許可している。折立村と鷺山村は同一領主であるので、恐らく、この水害に対して夫食米が与えられたと考えられ

伊自良川は川幅一杯の満水状況になった。「そのため、下土居村地内で堤防が三か所、約八○間(約一四○別)余り破堤 のままでは稲が腐ってしまうので、大至急ご連絡致します。」という意味の注進書が両村の村役人から笠松堤方役所 した。正木村地内では堤防が八か所、約一五○間(約二七○別)にわたって切れた。そのため、田畑は全部冠水し、こ (愛所文書) へ出されている。笠松堤方役所は構成員一四名から成り、国役金の収支、治水工事の設計、 正木・鷺山・下土居村の水害状況 安政三(一八五六)年七月一一日、長良古川通りは八合余りの出水、 施行・監督、 また鳥羽川•

る

になった。正木村地内繰船下の石堤が約一 翌安政四年四月二六日、大風雨で長良古川通が七合余りの出水になり、前年同様に鳥羽・伊自良両川が満水 五間 (約一八) 鳥羽川通りも岩船で約三〇間余

保護等の仕事をした(『濃飛両国)。

切れたので、折柄の麦作りは収穫が皆無という状態になった。なお破堤した堤防の修復は水が引き次第修理方の依頼を 洗い切られ、

する旨の届書を、笠松堤方役所へ提出している。 (笠松堤方)

るから、自普請(増で修理する)にして頂きたい旨を願い出ている。(役所文書) 猿尾が破壊し、このままの状態で放置していては、破堤個所から水が侵入し、 安政六(一八五九)年三月、鷺山村の村役人から笠松堤方役所へ先年の度重なる洪水により、鷺山村地内の四ッ屋前 せっかくの麦作が被害を受けることにな

少しでも夫食(食料)の足しにしたい。そうでもしないと、 は切れた所から侵水し、床上まで水がついたので少々貯えておいた野菜・漬物類まで水につかり、とても難渋している。 とも皆損毛(全く収穫がないこと)になり、野菜類までも水につき腐ってしまった。この上は菜大根でも蒔きつけて、 安政五年六月、 その困窮ぶりを役所に訴え出ている。 ,正木村の堤防が切れ、その応急修理を笠松堤方役所へ村役人から願い出ている文面中に、「当年は諸作 (笠松堤方) かならず飢餓にひんするだろう。すでに、七月四日の夜に

# 治水と当地域のおもな水論

当地域の堤防 水害を防ぐ唯一の手段は堤防を築くことである。江戸時代の当地域の堤防を村明細帳

<sup>六年のもの</sup>)からみると、つぎのようである。 正木村・天保)からみると、つぎのようである。

一、堤長延三百九拾間余同古川通 長延六百四拾間金長東 長延六百四拾間金騰山村 長延六百四拾間余 御普請所 - 御座候

水下拾弐ヶ村組合御普請所っ 御

一、同川通当村之内 長七百間余、

巾平均四拾間程

一、長良古川通当村之内

長三百九拾間余、

巾平均百五拾

間程

第四節 水

災

## 一、鳥羽川通堤 長四百間

所ニ御座候是ハ当村内川長五百間余、前々より堤川除共、御普請

### 正木村

一、長良川通当村之内、八百九拾間程

『船越申候、右川両方共御普請所』て御座候但シ、石砂川、平水歩渡り、水増候得は、村中廻り番

普請所御座候但シ、往来くりふね゠て渡し申候、右川端田畑囲゠御

下土居明細帳)からみると、下土居村の鳥羽川堤防は高さ壱丈四尺(約四・六於)二年の正木・)からみると、下土居村の鳥羽川堤防は高さ壱丈四尺(約四・六於) 正木村の場合、長良古川通りの南北に堤防があり、 馬踏六尺(約二以)、根敷八間半(約一五以)であり、 敷八間 から八尺(約二・六烃)、馬踏五尺(約一・六烃)から四尺(約一・三烃)、根 せて、延長約五六○○間余(一万以余)にのぼる。 (約四以)、馬踏六尺(約二以)、根敷七間半(約一三・五以)と南岸・北岸の この史料からみる限り、 (約一四焀)から三間半(六・三焀)と場所により長短の差があった。 当地域の堤防は長良川・同古川・鳥羽川・旦川合わ 堤防の規模は他の史料 川通り南は高さ壱丈四尺、 川通り北は高さ壱丈二尺 治明

馬踏

小段

法(復)

高さ

提敷 (根敷)



長良川改修工事記念碑(平野豊氏提供)

堤防には若干の差異がみられる。また、 と正木村の鳥羽川 旦川堤防は自普請 (村負担の費)であった。 堤防の大半は公儀の御普請 ( 幕府負担費 ) であるが、下土居村の鳥羽川堤防二〇〇間

田村 鷺山村 堤・猿尾の修復 (大垣預)・下城田寺村 ・上城田寺村(藩巓)・今川村(藩巓)・下城田寺村| 安政五年八月、 (大垣預所)•折立村 古市場村 (幕領)•交人村 (尾州領)・正木村 (旗本松) (幕領) の計一三か村組合から、 ·則武村 (尾州領)・鷺山村 (幕領)・正木村 (尾州領)・黒野村 笠松堤方役所に対して、 (幕領) ·土居村 (磐城平) 幕 領 木

**⊙** ごぐら 12m · 堀田 - 堤防 13m-城田寺 交) 今川 ○ 古市場 ⚠ 黒野城趾 中 鳥羽川 則武輪中 木田 1000m 交人輪中概念図 国島秀雄原図(『輪中』掲載)による。

> 眼前」 殿堤 自普請所の堤までも影響がでて、「御田地亡所 所がひろがり、 なっていたので、 尉殿堤が破堤し、 請所であり、 る。 合っていた所、 長良古川通の堤防は の「急破御普請願」 になると結んでいる。 同年七月の洪水で鷺山村地内 このまま放置されたのでは、 再び八月九日の出水で破堤個 そのまま未修理の 三か村がその対策を話 ( 修復願) が出されて 一三か村組合の御 状 態

鷺山・交人・古市場三か村からの

「長良古川

このような堤修復の願いは安政五年九月、

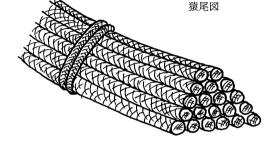
通未定式春役御普請組込願い」、安政六年三

月、正木・則武両村の「未春役御普請仰渡之処自普請持溜土願い」、 資材となった。 ら使用されるようになり、享保(一七一六)以降全国に普及し、治水工事には不可欠の 石を詰め、 戸時代の治水工事に用いる工作物である。図のように、竹で丸く細長く編んだ籠の中に される公儀(幕府)の定例堤防工事をいい、「猿尾」とは、別名「蛇籠」ともいわれ、 く笠松堤方役所文書中にみられる。この中で、「定式春役御普請」というのは、春に実施 「猿尾破損につき持溜土願」、同年六月、正木村の「長良古川通急破御普請願 堤防の補強とか、水勢を弱めるために使用された。元禄(一六八八)ごろか また、 新田開発にも利用された。 つぎに当地域とかかわりのあった「水 同年同月、 鷺山村

汇

論」で代表的なものをあげることにする。

か 州領の相給村で水損場であった。天保二(一八三一)年のこと、先年から全く堤防がな 正木村の人足をはじめ、 厳重な説諭が笠松役所から行われ、 公儀へ無届けで小土手を築いたことに対する七か村の抗議であった。結果は無法な小土手を築いた正木村に非があり、 に笠松役所への訴訟にまで至った。それは、「自前に堤形等拵」えることは禁止になっていたにもかかわらず、 に小土手を作ったところ、鷺山・上土居・中福光・上福光・真福寺・岩崎の鳥羽川上流・七か村から苦情がでて、つい った所へ、 正木村新規小土手築立にかかわる約定書 出水のたびに水が浸入して困るので、「逆水凌自普請」を同村が行い、 他の七か村からも人足がでて取り払い作業は完了した。しかし、正木村としては、 役人が現場検分にやってきて、 鳥羽川と旦川が流れる正木村は、 問題の小土手を全部取り払うよう指示した。 幕領と尾 新規 取り払った 正木村が そして



小土手を残すことは認められた。この結果、 ままでは少しの出水でも逆水が同村の田畑へ流れ込み、作物が水腐れになるので、関係七か村の迷惑にならない つぎのような約定書が正木村から関係七か村に出されている。

"ても皆取払可申候、若川通変化いたし、水行悪敷節は、一、試小土手出来之上、万一上郷村々え差障候節ハ、何時可被下極"候、村方限"手差取繕候儀、堅致間敷候事可被下極"候、村方限"手差取繕候儀、堅致間敷候事可被下極"候、村方限"手差取繕候儀、堅致間敷候事が設上、実意"取斗可申候、若出水等"て損所出来元示談之上、実意"取斗可申候、若出水等"て損所出来元示談之上は一切取綺申間敷候、尤御立入衆中并双方立合御で表し、一、今度新規逆水凌小土手築寄方之儀、川上ハ字穴田迄、一、今度新規逆水凌小土手築寄方之儀、川上ハ字穴田迄、

候共、少も故障申出間敷候事被成候、捨土之儀も模寄之川並、又は田場え御取捨有之当村方等閑『心得居候ハハ、障村々人足を以、皆取払可其段村方え御申入次第、取払可申候、及後年人気押移、

差入置候処、仍如件、

右ヶ条之趣、後々年迄も聊違約之儀仕間敷候、

為後証一札

(長良・千代田町)

がなっている。文言からみる上では、非常に厳しい内容の約定書といえよう。 あり、その際の小土手の土は田へ捨てても決して反対をしないをあげている。そのうえ、立入人には早田村庄屋他二名 正木村の者がこのことをなおざりにするような事態が生ずれば、七か村から人足を出して小土手を全部取り払うことも 土手によって上流の村々(カセタロサスッ)の水流が悪くなった場合は、正木村へ申し出て取り払いをすることや、後年になって 約定書は二か条から成っており、一つは小土手の範囲を「穴田」までとし、それより上流には決して築造しないこと 万一出水で損所がでたときは、関係七か村立合いの上で修復し、決して正木村単独で行わないことと、この小

曽我屋村の北、 寺田・高屋・馬場・柱本・上・下曽我屋八か村)を形成していた(『岐阜県)。その後天明六(一七八六)年にいたり、上 曽我屋横土手の築堤 川部村との村境に、 方県郡の上•下曽我屋村は周辺の村々と宝暦年間(一七五一―六三)に河渡輪中 根尾川筋の前からあった堤防につづけて、長さ二一五間(約三九〇以)の横土手が (河渡·生津·

され和解が成立する。 のうち三ツ又分(との相給でそれぞれ二人の圧屋をたてたのでそれをあわせて一八か村という)との間で、以下のような内済証文がとりかわのうち三ツ又分(村名は一六か村であるが、上・下城田寺村は、大垣藩預所と加納藩・磐城平藩)との間で、以下のような内済証文がとりかわ 下土居・古市場・交人・下城田寺・折立・川部・又丸・上尻毛・下尻毛・木田・東改田・西改田・黒野・今川・折立村・・・・・ 拾をみることになるのは、文化一○(一八一三)年にいたって、河渡輪中八か村(下郷という)と上郷一八か村(正木・ るための訴願をくりかえすとともに、時には実力行使による破壊行為に及んだこともあった。この紛争がいちおうの収 ける上流諸村との間に、 河渡輪中 が、 以後、くりかえし紛争が生じている。 輪中として完結するためには、この横土手は不可欠なものであったが、これによって被害を受 川部村をはじめ上流部村むらは、 この横土手を撤去させ

双方申争ひ之儀は、今般取噯人貰請、切所之儀は前後を変わり、東之方。て三間半除之、夫より切所三拾間之場所、内、東之方。て三間半除之、夫より切所三拾間之場所、中、東之方。て三間半除之、夫より切所三拾間之場所、田面より高弐尺五寸、馬踏弐尺、鋪五尺。築立、右入用人田面より高弐尺五寸、馬踏弐尺、鋪五尺。築立、右入用人上曾投出来。付、相手川部・又丸両村之者共切崩候段、河弐四月中出水之砌、無難之場所。て切所三拾間之場所、東之方。て三間半除之、夫より切所三拾間之場所、東之方。不可以有事。

争論無之様可致事右小土手前書之通築立出来仕候上『て、定杭打之、以来右小土手前書之通築立出来仕候上『て、定杭打之、以来見合築立可申事(以下二か)

当、金百三拾両之内金三拾両ハ川部・又丸・下尻毛三ケ訴訟方下郷八ケ村より相手上郷拾八ケ村之水除普請為手其上『て定杭打之可申事

但、切所築立其外取繕之義は、双方并噯人立会相仕立、

/以下後文省略、西粟、村え遣之、金百両は古市場村外拾四ケ村え遣之可申事

によって崩れた所は下郷から(野・河野巌氏文書)

人足を出して修復すること、 この内済証文は七か条 (外室が) から成り、 田面よりの高さは二尺五寸(約七五ギニヒム)、馬踏二尺(約六〇ギニヒム)、堤敷は五尺 主な約定は、横土手二四○間のうち同年の水害によって崩れた所は下郷から

などであった。 とすること、 は仲裁人の なお、 この高さは定尺として定杭をもって明示すること、 ح 判断にまかせて処理すること、 の時の仲裁人は西粟野村庄屋をはじめ、 下郷より上郷村へ 切通村 水際普請手当とし 川部・又丸村民が切り崩した部分 上橋本村・美江寺村 て、 • 一三〇両を提供すること 前野村古料の各庄屋 

構成されて

上 惣方共 古川 に出頭を命じた。これに対し上郷六か村が納得しないため熟談はとりやめ、出府して吟味を受けた。)と紛争がくりかえされてきた。では、石谷因幡守・小野筑後守・川路左衛門尉・本多加賀守ら一一人が吟味した結果、両郷の代表者)と紛争がくりかえされてきた。 上 • 中 は、 結着をみるのは、 7 彼是申争候ても ようで、 下 公川の築堤 通 安政六(一八五九) -郷にとって無意味となっている事実の認識が示されている。 、時勢沿革之次第を相弁、 小 その返答とみられる木田村の その立場を明らか 分勢相 川部 か 安政三一四 傾 四十、 下尻毛・ 文久元 こうして上・下郷が 双 その後も出水のたびごとに、 方為筋っ 当節之形勢 " 年、 二八六二 上尻毛· (一八五六一五七) にしている。 相 河渡輪中に属する下郷八か村と、 実意っ 成がたき間 てハ、 東改田 立戻り、 、新たに板谷川築堤に向かう気運が生じてきても、 ·口上覚 (通水防一件要用書留」) 年に裁定がくだされた木田村地内の板谷川築堤計画 ここには天明年間以降に生じた河川 - 木田 板谷川筋へ 年 曽我屋横土手の存廃をめぐって、 相互 和 帰 (と、堤の修築、出水の防禦などで上郷が理不尽を申し出ないように訴え出(上郷と下郷の横土手をめぐる紛争は、下郷から目安状で幕府訴定所へ、中 ・黒野など七か村の態度変更に関して、 村致すべ 小災凌合、 、逆水いたし、 l かつて曽我屋横土手をめぐって対立関係にあっ (書前掲資料)と説諭されたことも は 向後睦間敷致すべき事肝要の旨 右川順水相湛、 さらに笠松役所におい 「全天明年中より已来、 状況の変化と、 弘化四 横土手上・下 無条件に周辺の (一八四四) ても、 笠松役所は によってであっ その 追々川筋変地 郡代か ため 1利解申 村 つ 1々耕 年 の Ē そ た。これに対し、評定所山道の通行が支障するこ それが 理 5 横 呉 各村が承認した 地え押込候間 0 理 た。 由としてあげ 土 い |横土手の儀 手が たし、 種 由 Iを尋 た上 その計 い 々 、ち応 示談之 もは 長良 ね 郷 0 0

**%** 

第四

節

лk

てられたが、笠松役所は、 わけではな い F 摵 か の残る十 それらの反対をおさえ、 数か村に加えて、 さらに上流 右村々の訴願を容認するのである。 この則武 鷺山村 P 下郷下流の鏡島村などから故障 つぎに原文書でその 部を紹 が 申 i た

する。(大書前掲資料)

差上申一札之惠

申立、 通被仰渡候、 拾弐ヶ村・本庄宮内少輔領分方県郡石谷村外壱ヶ村、 分同郡鷺山村外三ヶ村・永井肥前守領分厚見郡鳥屋村外三御預所・松平隼人丞知行入会方県郡下城田寺村・尾張殿領 同郡則武村外三ヶ村・戸田采女正御預所厚見郡鏡嶋村 谷川通堤築立并根尾川圦樋伏込逆水除願之儀、 部御 村・ t代官所濃州方県郡河渡村・ 追々御糺請候一件、 安藤対馬守殿領分方県郡川部村外拾壱ヶ村組合、 今般御伺之上、 戸田采女正御預所本巣郡 御下知之趣左之 当御代官所 差障 7. 右 板

願方河渡村外拾三ヶ村申立候は、右村々西南之方糸貫川、 形も前後:相残居明白之処、 候ては、 板谷川通堤之儀は、 然ル処北之方板谷川通堤無之、 東之方長良・根尾川、 《之通被仰付度(中略)、 之由は不相弁、 出水之度毎田畑皆水腐いたし、亡村可相成、 何故。取払、 寛政度御普請被仰付候場所って、 長良古川、 故障方っては、 不実勝手之差障一付、 且根尾川通圦樋伏込不申 右堤跡田 三方共村囲本堤有之、 面 右板谷川通御普 起返、 早 'n 古 右

> 引去り伏込、右圦樋は三ヶ年程も御見様シ之上、 之候間、 迄『相仕立、根尾川圦樋之儀は、 依之被仰渡候は、右板谷川堤之儀、 払相成候訳も無之(中略)、 候儀も承り居、 え願出、安藤対馬守様御役場え御懸合相成、 跡形も無之罷成候哉、 付、 々之内より、右場所新規堤築立『取懸候付、 願通之築立は難被仰付、 水開を余分っ 古形有之御普請所之儀:候ハハ、 相残シ、 承伝候もの無之、 高平均弐割低壱丈三四尺 願ひ場所より三百五拾間 全古形有之場所でも 中絶後年暦も相 既 去ル 皆取払相成 堤方役所 右様! 御取 亥年 立

仰付候、依之一同連印御請証文差上申処、如件、右被仰渡之趣、一同承知奉畏候、若相背候ハハ、御科可!

被仰付候旨被仰渡候、

願村々

濃州本巣郡柱本村 安藤対馬守殿領分

、田・生津・河渡の一三か村庄屋名略又丸・川部・下尻毛・上尻毛・東の田・本以市・川部・下尻毛・上門大屋・上曽校屋・上曽校屋・上曽校屋・上田・大郎上衛門

文久元酉年六月四

H

九〇

第四節

水

災

濃州方県郡下城田寺村 松平隼之丞知行 庄屋 藤 石衛門

(他石谷・上城田寺二か村庄屋名略)

永井肥前守領分 同州厚見郡鳥屋村外三拾弐ヶ村

惣代鳥屋村庄屋 衛

同断 重 平

代人 助之右衛門

東鏡嶋村庄屋

蔵

笠松堤方

、・同新田の五か村庄屋・年寄名略′他池之上・下城田寺・鏡嶋・則武

右同断

同州同郡正木村

庄屋 与三右衛門

当御支配所

同州同郡鷺山村

祐

右衛

門

庄屋 兼

郎

同州方県郡下土居村

庄屋 勘右衛

門

御役所

尾張殿領分

同州同郡早田村 庄屋 太 左 一衛門

同断 啓 助

こののち、慶応二(一八六六)年にも横土手をめぐる上・下郷の出入があるが、このときは、 なお板谷川堤防の築堤

候」をもって和解する。 を終わっていない段階だったようで、結局は板谷川堤組合一輪中になるには「横土手廃絶仰付られ候共、 (川悪水抜につき請書」) 願筋御座無く

こえ、それらはすべて板谷川堤組合村むら (オヤ価| 五が村) で支払われたものである。 (谷川御裁許写) (木田坂口文書「板)

ここにいたり、曽我屋横土手をめぐる長い紛争の歴史に終止符がうたれたが、板谷川堤防工事費は一万七〇〇〇両を

九一

#### 第五節 材 0 生 活

### 当地域の村の状況

この頃、 ゆる「本能寺の変」である。 信孝の岐阜城を包囲した。 吉を討つ挙兵計画をすすめた。 「禁制」 天正・慶長期の村の状況 信長の後継者三法師(R·秀信)を擁した豊臣秀吉との間に不和が生じ、 (寺や郷村が軍勢の乱暴をうけることを防ぐために、謝礼を出して発給してもらうことが多い。 )を出し、 支配体制の確立に努めていた。(禁止事項を広く示すために発給する文書。戦国時代大名が占領地に下したものが多く、とくに社)を出し、 支配体制の確立に努めていた。 その後岐阜城は織田信孝 (信長の)が城主となり、 天正一〇(一五八二)年六月二日、信長・信忠父子は明智光秀によって滅ぼされた。 事前にこの事を察知した秀吉は天正一〇年一二月一六日、近江から大垣へ軍をすすめ、 瑞龍寺・崇福寺などの岐阜近辺有力寺院に 信孝は柴田勝家・滝川一益らと結んで秀 いわ

ような禁制がだされている。 その折に「\_\_\_\_村寺内」に対して、秀吉と丹羽長秀 (信長の部將、本能寺の変後豊臣秀吉を助け、近江坂本に居り、賤) の連署でつぎの(正木と推定)

当手軍勢乱妨狼藉之事 禁制 ]村寺内

対地下人非分申懸事

放火之事

天正拾年十二月

也

仍而下知如件

右条々、堅令停止异、

若違犯之輩在之者、

速可処厳科者

日

(羽柴秀吉 前 守 (花押)

(丹羽長秀)

五郎左衛門 (花押)

九二

この中で、正木村の住民に対して、軍隊の乱暴・放火・理不尽な行動をしないことを下知している。さらに、翌年(天

が、前の禁制と異なる点は、「軍勢の乱暴」に対し、「甲乙人等乱暴」とかえ、「放火」が「荒作毛」と稲作を荒さないこ 正一一年)岐阜城に入った池田元助(ルカロ恒興・長男、初め信長に仕え、信長死後は信雄に属)七月に正木郷に対して禁制を出している

慶長五(一六〇〇)年、関ヶ原合戦の前後石田方(西軍)と徳川方(東軍)はそれぞれに禁制をだしている。 (忠節山)

との二点である。正木郷(含正木村・正木御坊)が当地域の中で住民の力がかなり強かったといえる。

岐阜城主・織田秀信(西軍)は、八月に入り正木村・養教寺・立政寺に濫妨狼藉禁止の禁制を発した。

柿内正木郷寺内

甲乙人濫妨狼藉之亨

陣取・放火之専

伐採竹木叓

右条々、於違犯之輩、

慶長五

八月 、月 日 (花押) (m文書) (業m秀信) 前掲山, 速可処厳科者也、仍下知如件、

(前掲山)

っぽう、東軍方も「鷺山寺内」と「さぎ山」に対し、八月、それぞれに禁制を出している。

当年乱妨狼藉放火之事、 向之雖為御人数此折紙を以可申理者

也

(池田輝政)

三左衛門

印

(法光寺文書 )

一甲乙人非曲狼藉事

陣取放火之事

伐採竹木事

右之条々於違犯之輩者、 (徳川家康 速可処厳科者也、

八月

日

御判

さき山

仍而下知如件

八月 日

慶長五年

鷺山寺内

生. 活

第五節

村

の

九三

年死去。 ぎ大垣城主となる。 に応じ、 八月岐阜城攻略に参加、 禁制 豊臣の姓を受け、 は徳川家康であり、 鷺山に対する禁制もこの折に出された。 羽柴岐阜待従、 折紙は池田輝政からである。 または羽柴三左衛門と呼ばれた。 輝政は恒興の次男、 戦後、 家康から播磨を与えられた。 慶長五年の関ケ原合戦には東軍 天正一二年兄元助 0) 所 領をつ

「中島両以記文」 等にみえる鷺山 同書 (患ヒメササザ)には戦国末期の鷺山のことがつぎのように記してある。(長ヒルササリザ)には戦国末期の鷺山のことがつぎのように記してある。

五〇歳。

手前屋敷より川端迄『有、市立故『市場と云、中納言御代り堀田迄之内侍屋敷・百姓屋敷入交り散々『有由、町屋ハ 之屋敷ハ御子息達、 御在城、御殿ハ山東之麓ニ土居堀にて有、 当国ハ大昔より源氏源三位頼政之筋、 岐阜詰り北町ハ足軽衆屋敷、 堀田村西ノ屋敷ハ御隠居之由、 又両町浦ト鵜飼屋浦ニ侍屋 土岐殿御分国鷺山· 宗福寺浦二ヶ所 . 鷺山よ

> 土居村ハ山城殿御代『岩崎より井水取、・・(流簾道川)卯寅丑之方ハ山嶺境、戍玄南ハ大川切、卯寅丑之方ハ山嶺境、戍雪 光・中福光・下福光ト有也、長良町筋より東上福光、長良 町筋より伊自良海道迄中福光、其より鷺山土居迄下福光也 敷出来、 長良ト言ハ城下町之名也、 戍亥小川切、 然二付、郷帳二ハ 田出来、 八代村 然一付面 (上福

鷺山地域は下福光とかつて称されていた。 から窺えることは、 鷺山の東麓に土岐・斎藤氏の居城・館があり、 山から東へ向けて、 城下町が形成されていた。

村立由

これ

Ŕ 下り、 「法光寺由緒書」にも、「当寺開基ハ大永二年(一五二二)午十一月廿八日、 百姓拾五軒外『八軒』而鷺山村之一郷を定メ」たとあるように、下福光郷が当鷺山村になった経緯がわかり、 か 下福郷斎藤道三居城之節、江畑町 (鷺山) と申処に居住仕候」とあり、さらに「斎藤道三滅亡之後町人•百姓を招集 一つての鷺山城の城下町筋にあたっていた様子も知ることができる。 土岐美濃守未孫矢嶋甚太輔と申者民家。 しか

諸書にみる当地域 江戸時代の当地域の状況を『新撰美濃志』(\mathbb{\overline{\mathbb{R}\_{\mathbb{R}\_{\mathbb{R}}}}\text{\text{\text{\text{R}\_{\mathbb{R}\_{\mathbb{R}}}}}\text{\tex}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texitex{\\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texitex{\text{\ (好古著寛政年間刊) をもと